

**総合福祉研究会新潟大会
こども政策の現状と課題**

令和4年11月12日
厚生労働省 子ども家庭局長
藤原朋子

少子化の動向及び こどもや子育て家庭の状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

少子化の現状（概観）

出生数：81万1,604人（2021年概数） [84万835人（2020年）]

※ 団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）は40歳代後半以降に
← 団塊ジュニア世代は毎年約200万人生まれていた

※厚労省「人口動態統計」

合計特殊出生率：1.30（2021年概数。2020年（1.33）から0.03ポイント減）

※厚労省「人口動態統計」

50歳時の未婚割合：男性28.25% / 女性17.81%（2020年）

（参考）男性 2.60% / 女性 4.45%（1980年）

※国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」

平均初婚年齢：夫31.0歳 / 妻29.5歳（2021年概数）

（参考）夫27.8歳 / 妻25.2歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

女性の第1子出産平均年齢：30.9歳（2021年概数）

（参考）26.4歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

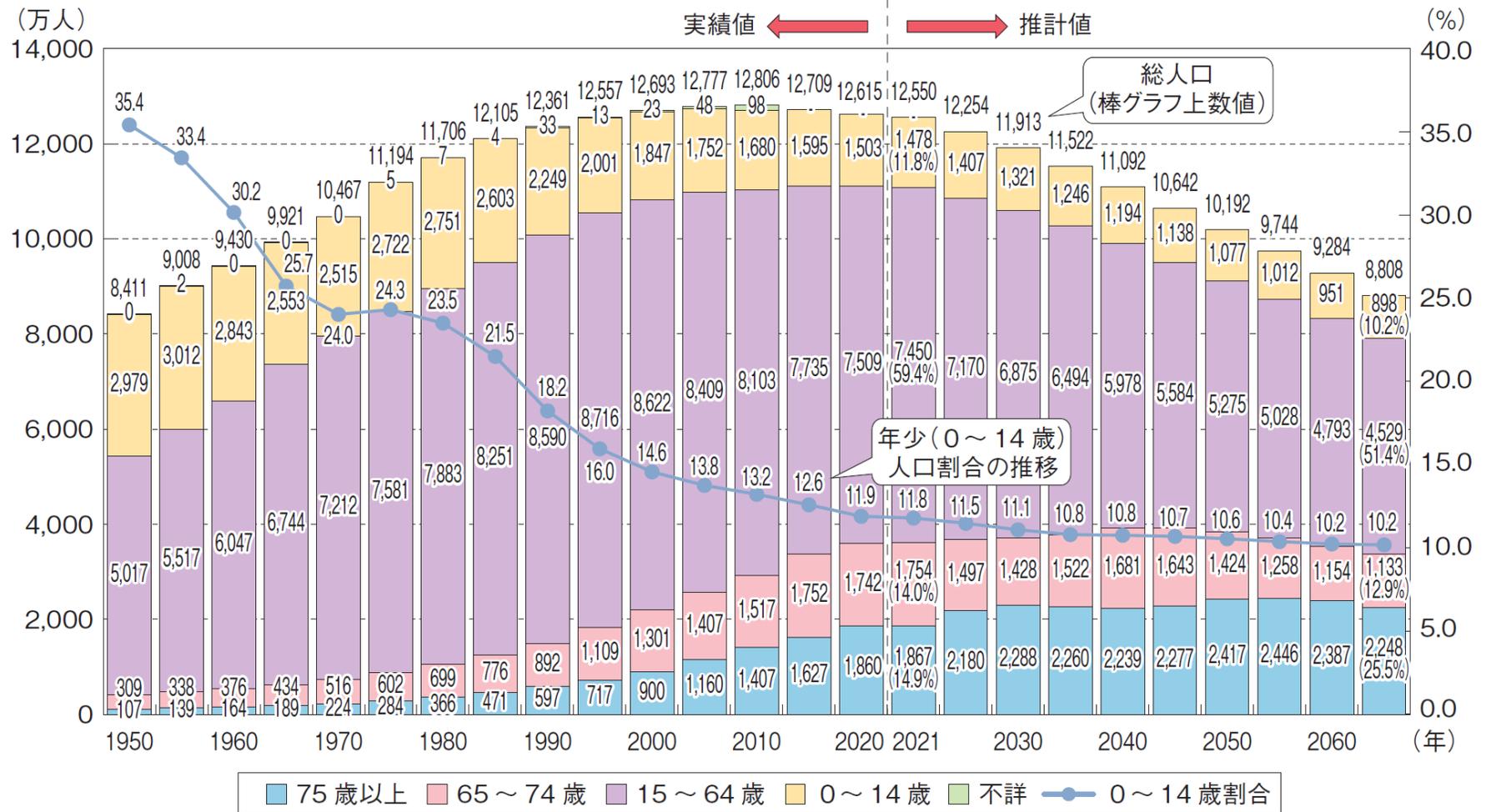


現在の傾向が続けば、2065年には人口が約8,808万人まで減少

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成29年）」中位推計

日本の人口構造

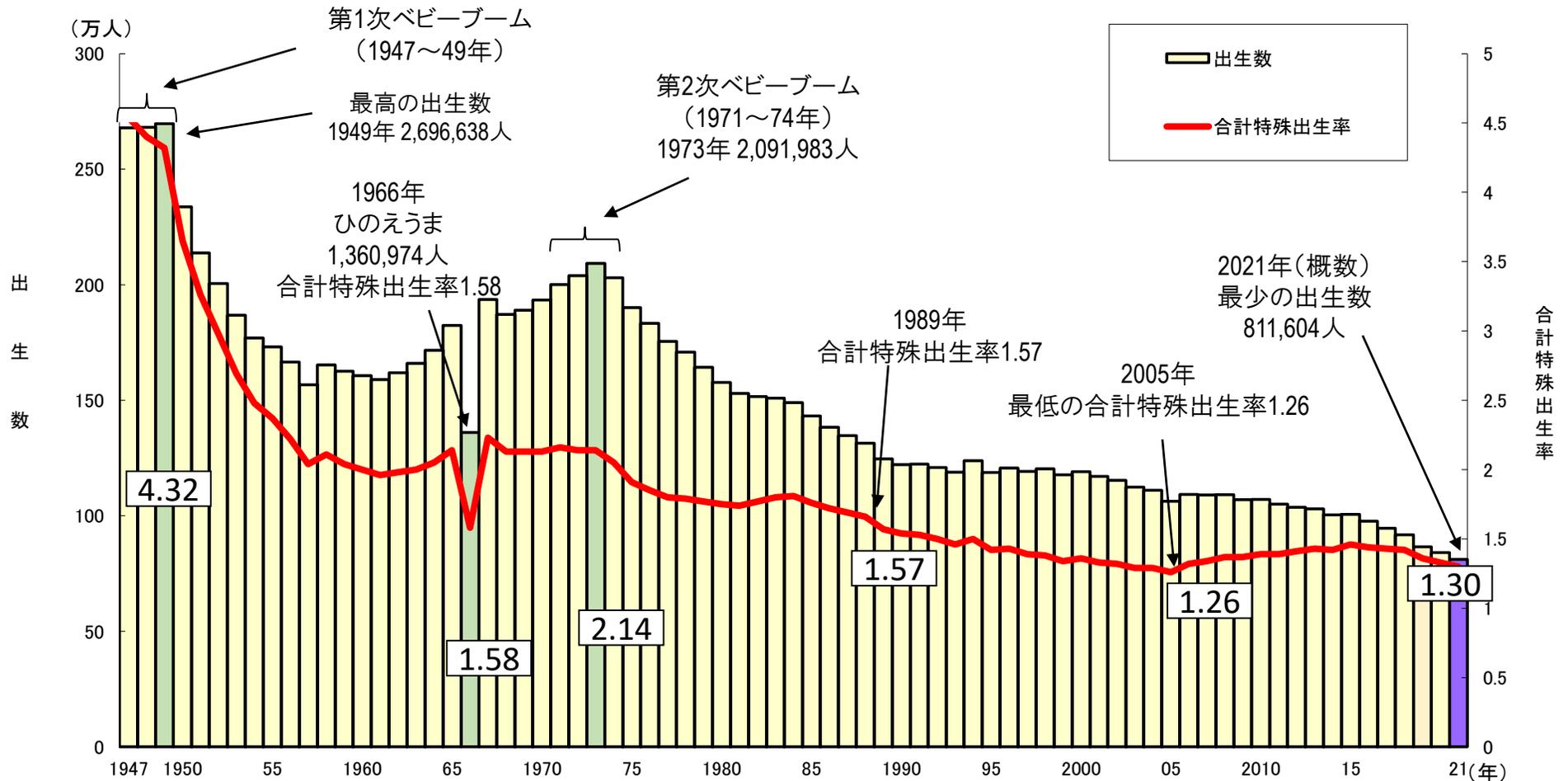
○ 2060年には約2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上の社会へ。



資料：2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補充完による。）、2021年は総務省「人口推計」（2021年10月1日現在（令和2年国勢調査を基準とする推計））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に作成。
注：百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

出生数、合計特殊出生率の推移

- 2021年の出生数(概数)は81万1,604人で、前年比29,231人減少。
- 2021年の合計特殊出生率(概数)は1.30で前年比0.03ポイント低下。

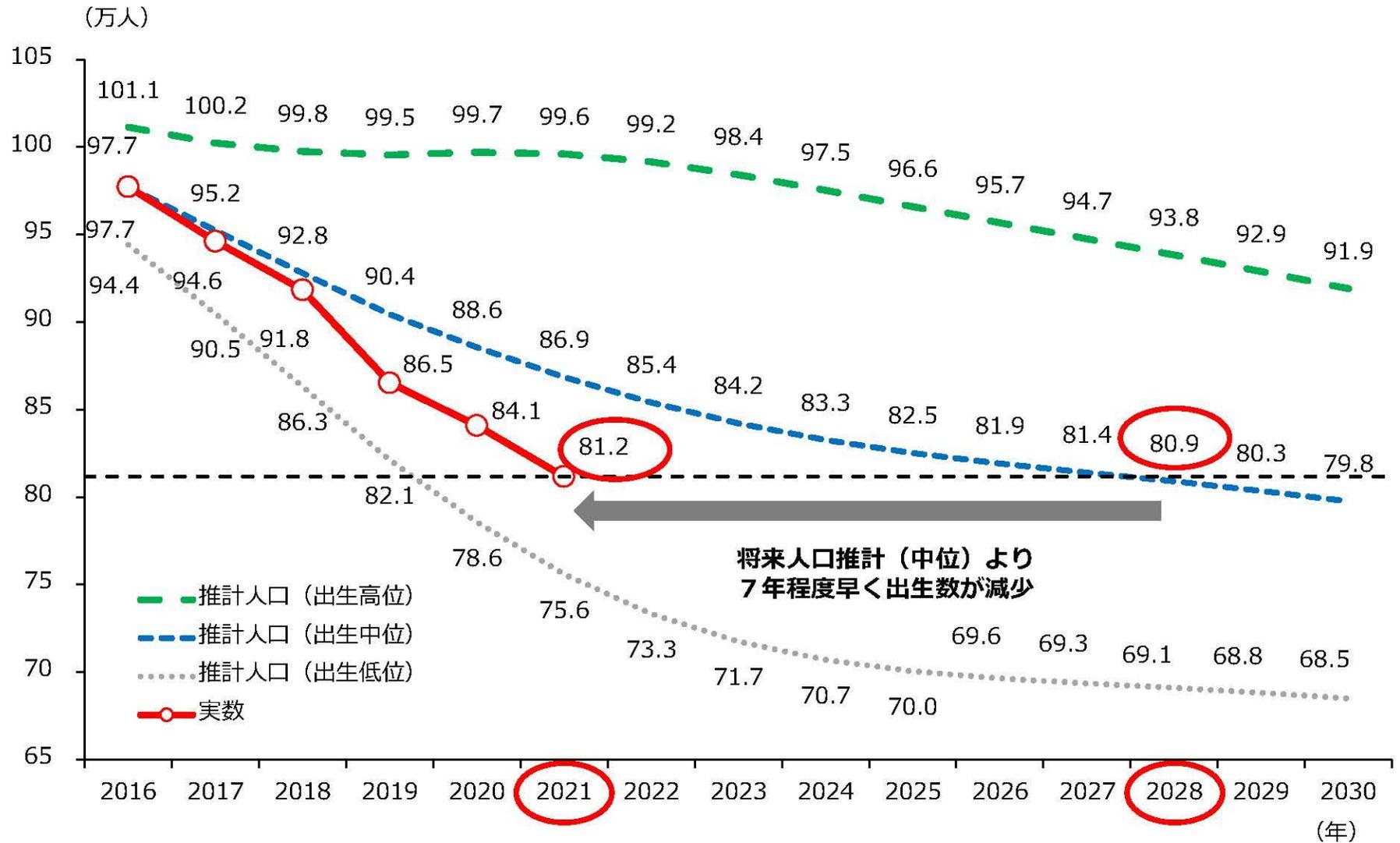


資料：厚生労働省「人口動態統計」

※1947~2020年は確定数、2021年は概数

出生数の動向（推計と実績）

令和4年9月28日
全世代型社会保障構築会議資料

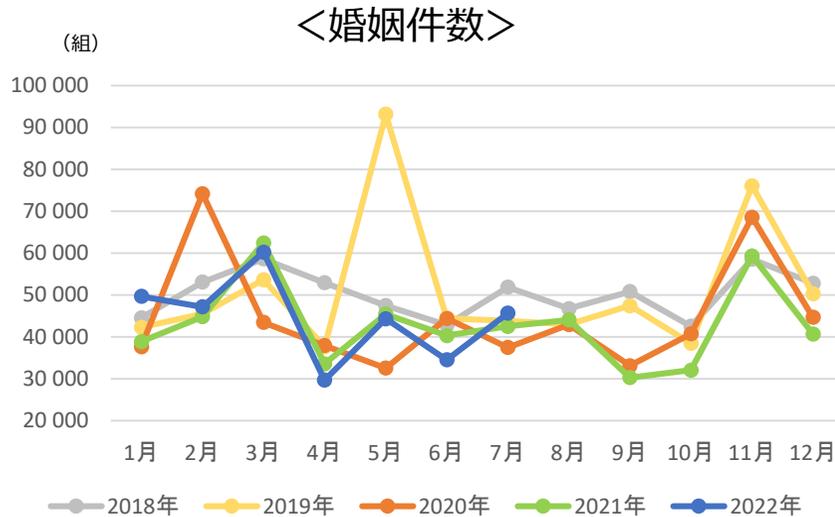


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」。
（注）2021年の実数は概数。推計人口は死亡中位。

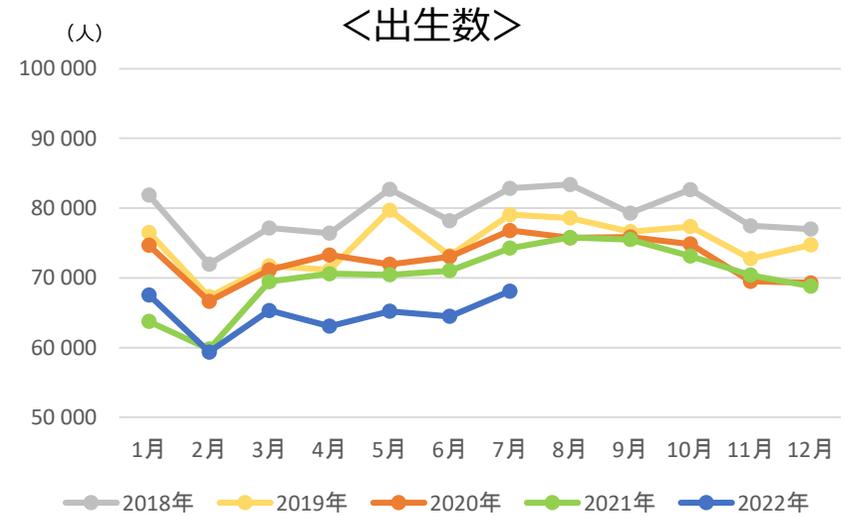
コロナ禍における婚姻件数・出生数の状況

- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、2020年、2021年の婚姻件数は減少。
2021年の婚姻件数（確定数）は、50万1,138組（対前年比▲12.3%）。2022年1月から7月までの速報値の累計は対前年比1.1%増
- 出生数についても、2020年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めている可能性。
2021年の出生数（確定数）は、81万1,622人（対前年比▲2.8%）。2022年1月から7月までの速報値の累計は対前年比▲5.5%
- 少子化の進行が深刻さを増す中、新型コロナウイルス感染症の影響が、結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼしている可能性がある。

※速報値は、日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人及び前年以前に発生した事象を含むものである。



	婚姻件数	対前年比	増減率(%)
2019年	599,007	12,526	2.14
2020年	525,507	-73,500	▲12.27
2021年	501,138	-24,369	▲4.6
2022年 (1月~7月)	1月~7月累計 311,225	※対前年同期比 3,365	※対前年同期比 1.1



	出生数	対前年比	増減率(%)	合計特殊出生率
2019年	865,239	-53,161	▲5.79	1.36
2020年	840,835	-24,404	▲2.82	1.33
2021年	811,622	-29,213	▲3.5	1.30
2022年 (1月~7月)	1月~7月累計 453,038	※対前年同期間比 -26,254	※対前年同期間比 ▲5.5	—

※出典：厚生労働省「人口動態統計速報」を基に内閣府で作成
 ※2019年・2020年・2021年は確定数、2022年の数値は速報値。
 ※確定数・概数は、日本における日本人の数値。（前年以前発生除く。）
 ※速報値は、日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人及び前年以前に発生した事象を含むもの。

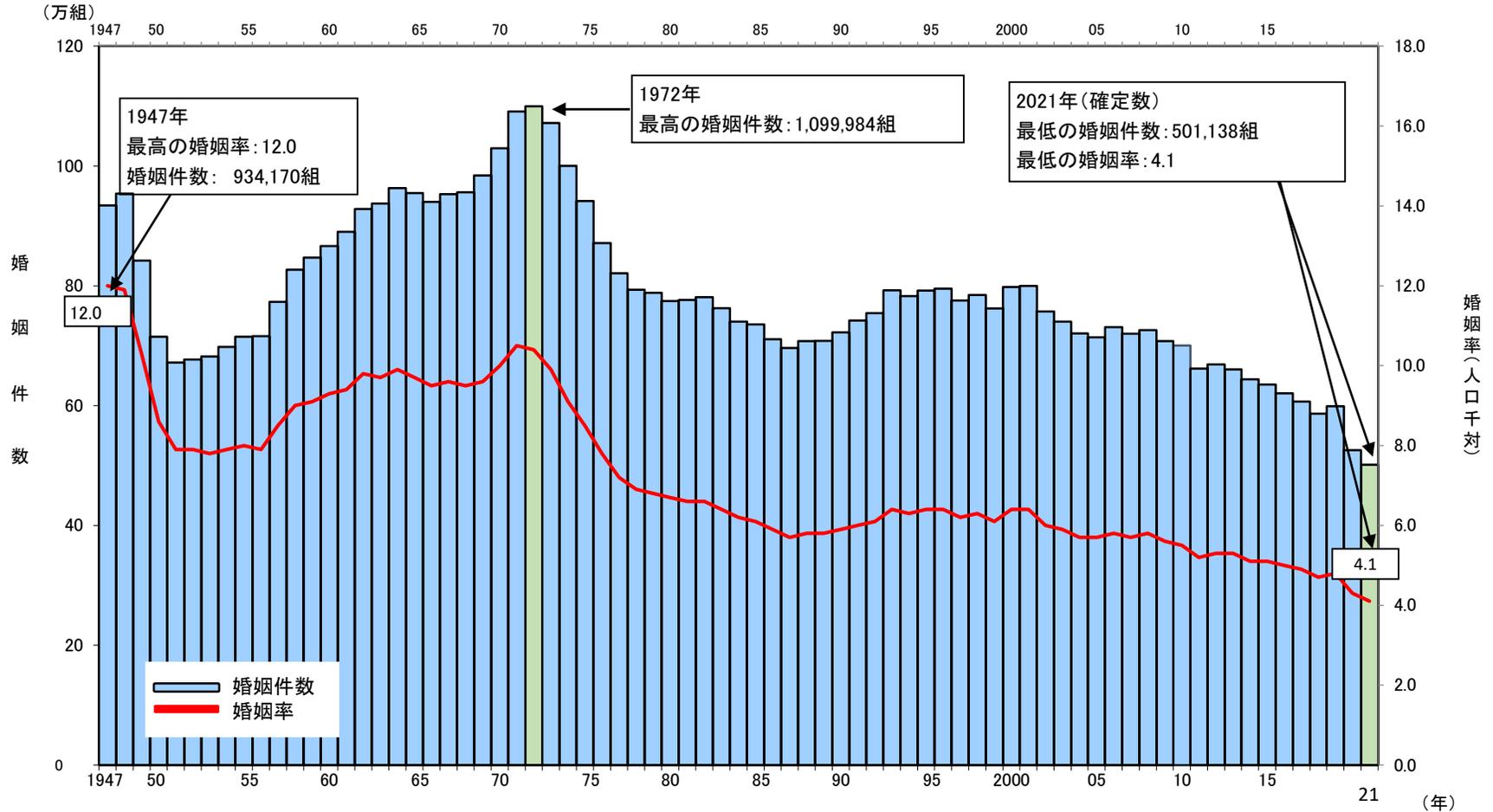
婚姻状況について

○婚姻件数・婚姻率は、1970年代前半と比べると半分近い水準となり、
2021年には戦後最少となった。

婚姻件数及び婚姻率の年次推移

・婚姻率：人口千人に対する婚姻件数の割合。

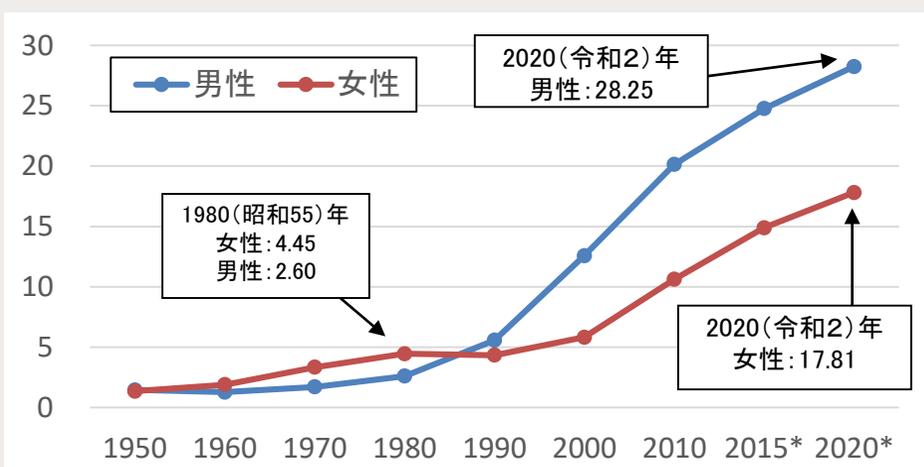
$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間の婚姻件数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 1000$$



未婚率と夫婦の子供数の状況

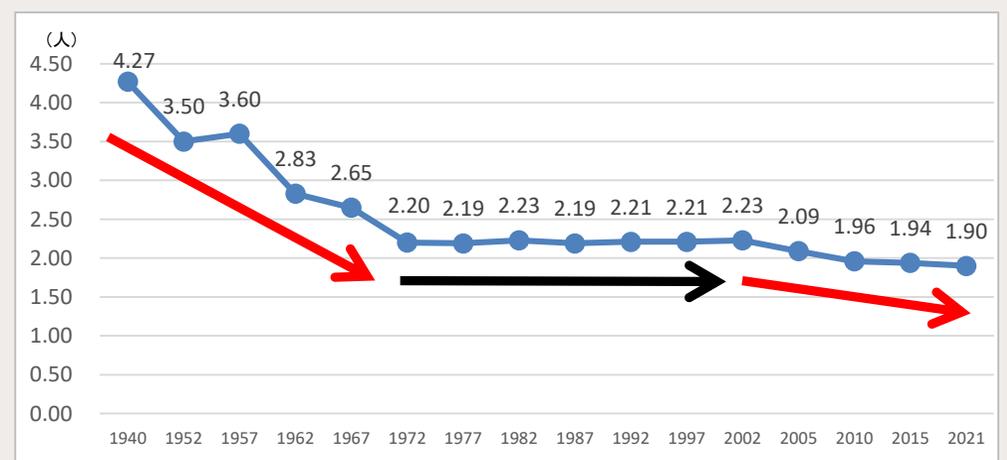
- 合計特殊出生率は、**有配偶率**と**有配偶者出生率**に分解できる。(☆)
 - 50歳時の未婚割合は、1980年に男性2.60%、女性4.45%であったが、直近の2020年には男性28.25%、女性17.81%に上昇している。この傾向が続けば、いずれ、男性で3割近く、女性で2割近くになると推計されている。
 - 夫婦の完結出生児数は、1970年代から2002年まで2.2人前後で安定的に推移していたが、2005年から減少傾向となり、直近の2015年には過去最低である1.94人になった。
- ⇒ 「**結婚の希望の実現**」と「**希望どおりの人数の出産・子育ての実現**」に向けた対策が必要

○50歳時の未婚割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」。
注：総務省統計局『国勢調査報告』により算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。
注：* 配偶関係不詳補完結果に基づく。

○夫婦の完結出生児数



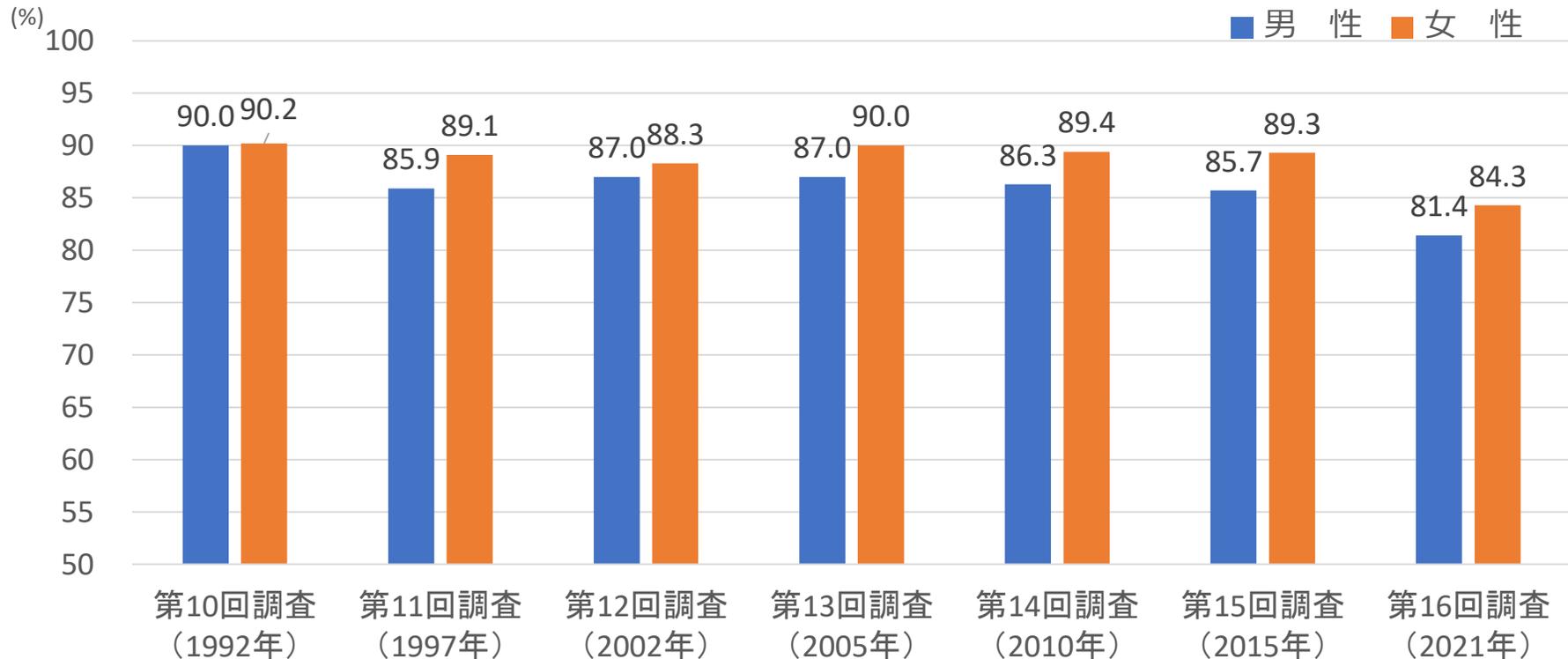
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」(2021年)
注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年である。
注：第15回以前は妻の調査時年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の夫婦について集計。

☆ **合計特殊出生率の算定式**（その年における15～49歳の女性について年齢ごとの出生率を積み上げたもの）

$$\begin{aligned}
 \text{合計特殊出生率} &= \sum_{n=15}^{49} \text{出生率 (母親}n\text{歳)} = \sum_{n=15}^{49} \frac{\text{生まれた子供数 (母親}n\text{歳)}}{\text{女性人口 (}n\text{歳)}} \\
 &= \sum_{n=15}^{49} \frac{\text{有配偶者女性人口 (}n\text{歳)}}{\text{女性人口 (}n\text{歳)}} \times \frac{\text{生まれた子供数 (母親}n\text{歳)}}{\text{有配偶者女性人口 (}n\text{歳)}} \\
 &\quad \downarrow \text{①有配偶率} \quad \quad \quad \downarrow \text{②有配偶者出生率}
 \end{aligned}$$

未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者（18歳～34歳）の割合は、9割程度で安定的に推移してきたが、最新の調査では、未婚男性は81.4%、未婚女性は84.3%となった。



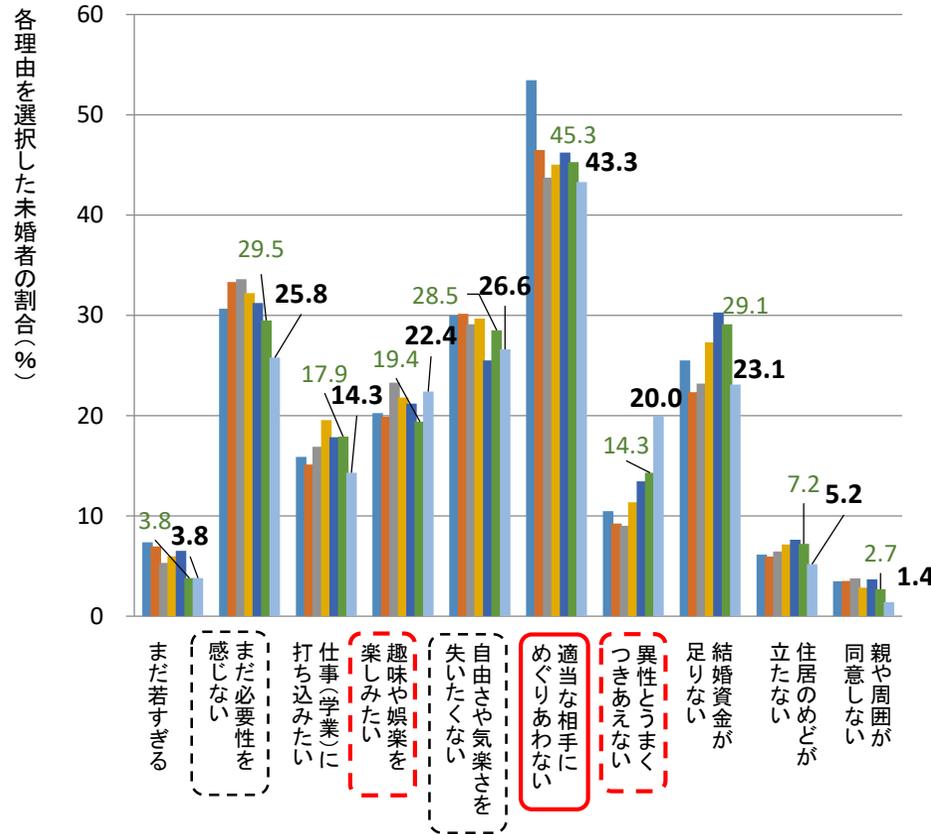
出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」
(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない) について、1を回答した割合

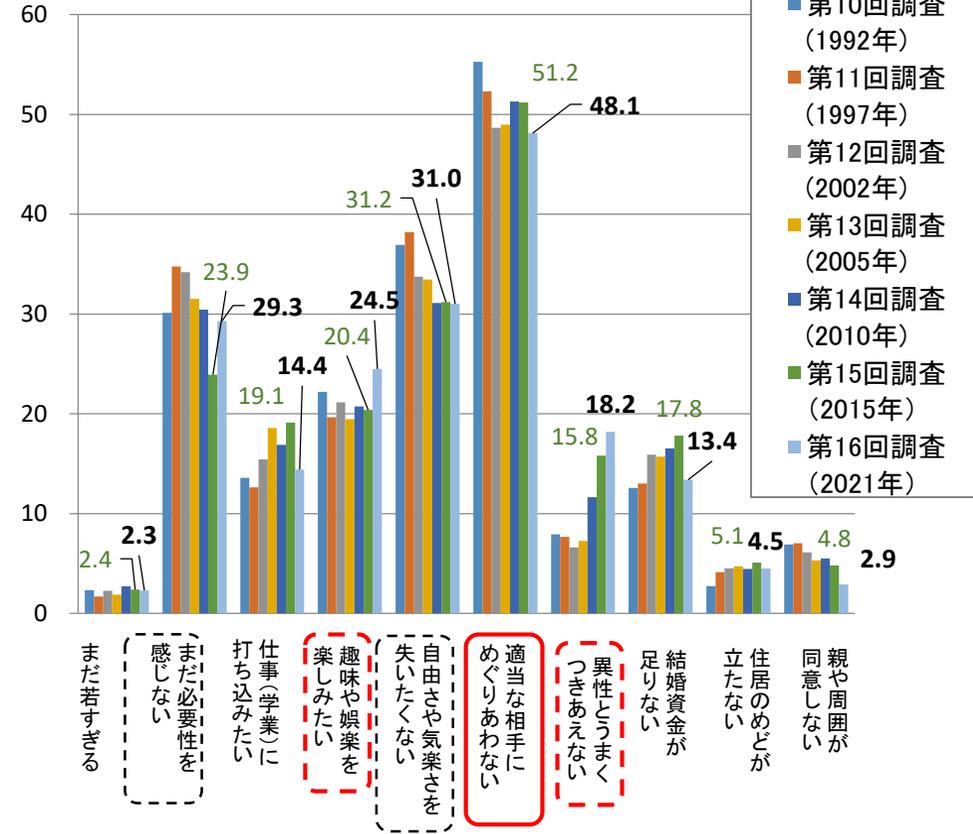
若者が結婚しない理由

- 25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女とも、「適切な相手にめぐりあわない」が最も多い。
 - 次いで、男女とも、「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。
 - また、近年は、男女ともに「異性とうまくつきあえない」の割合が上昇傾向で一定割合に到達。
- その他、最新の調査では、「趣味や娯楽を楽しみたいから」が男女とも増加。

【男性】



【女性】



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(独身者調査)

注: 対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択可)としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第16回調査の結果。

未婚者の平均希望子ども数数の推移

- 結婚意思のある未婚者の平均希望子ども数は、おおむね低下傾向が続き、2021年調査では男性で1.82人、女性では初めて2人を下回り1.79人となった。

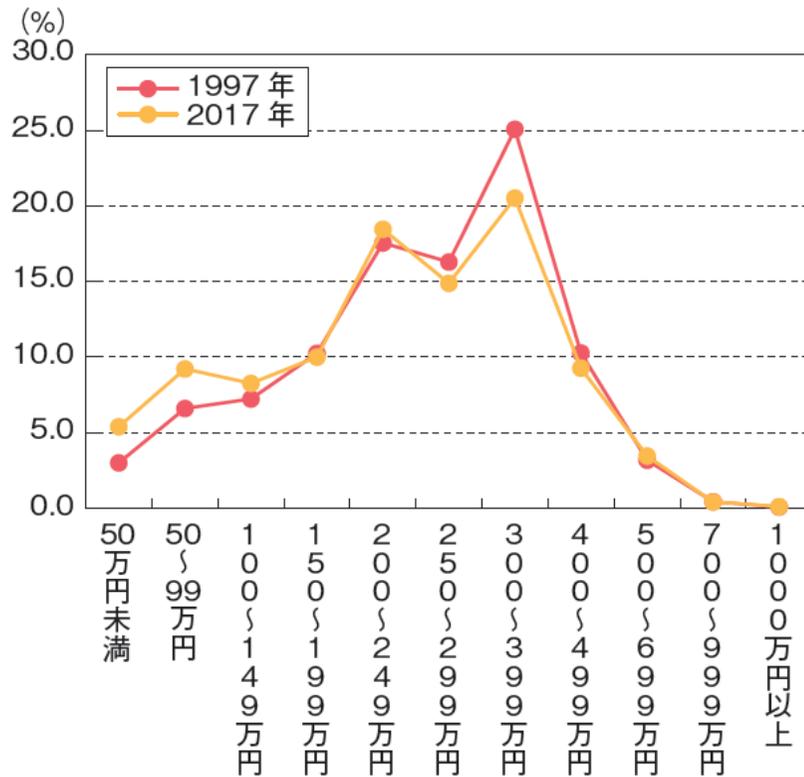


資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に内閣府作成。
※対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18~34歳の未婚者。平均希望子ども数は5人以上を5として算出。

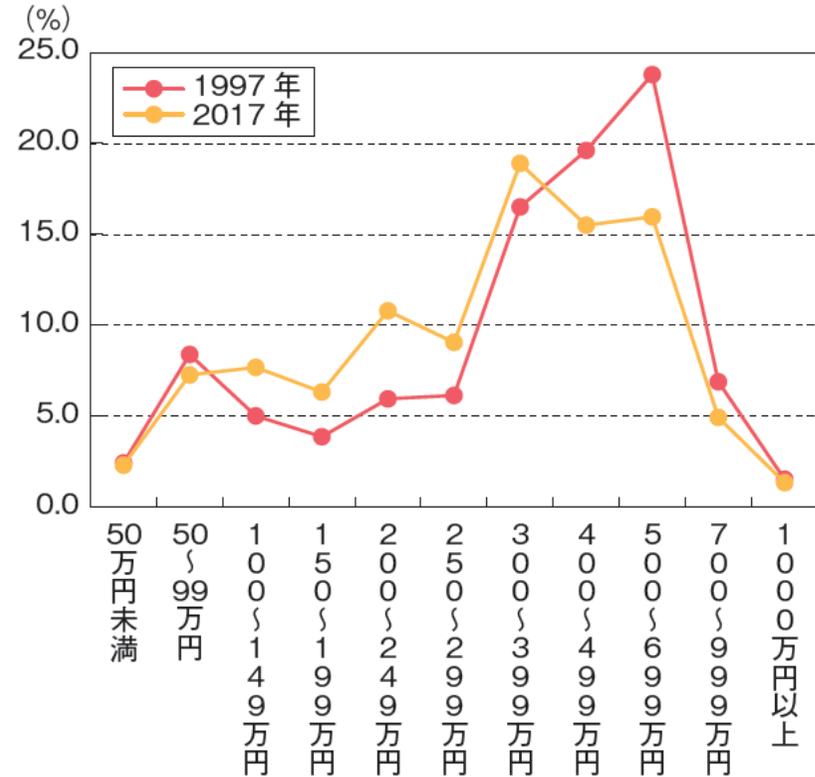
20歳代・30歳代の所得分布

○2017年の所得分布を1997年と比べると、
 ・20歳代では、150万円未満の雇用者の割合が増加
 ・30歳代では、100～400万円未満の雇用者の割合が増加
 ⇒若い世代の所得分布は、低所得層にシフトしている。

所得階級別雇用者構成(20歳代)



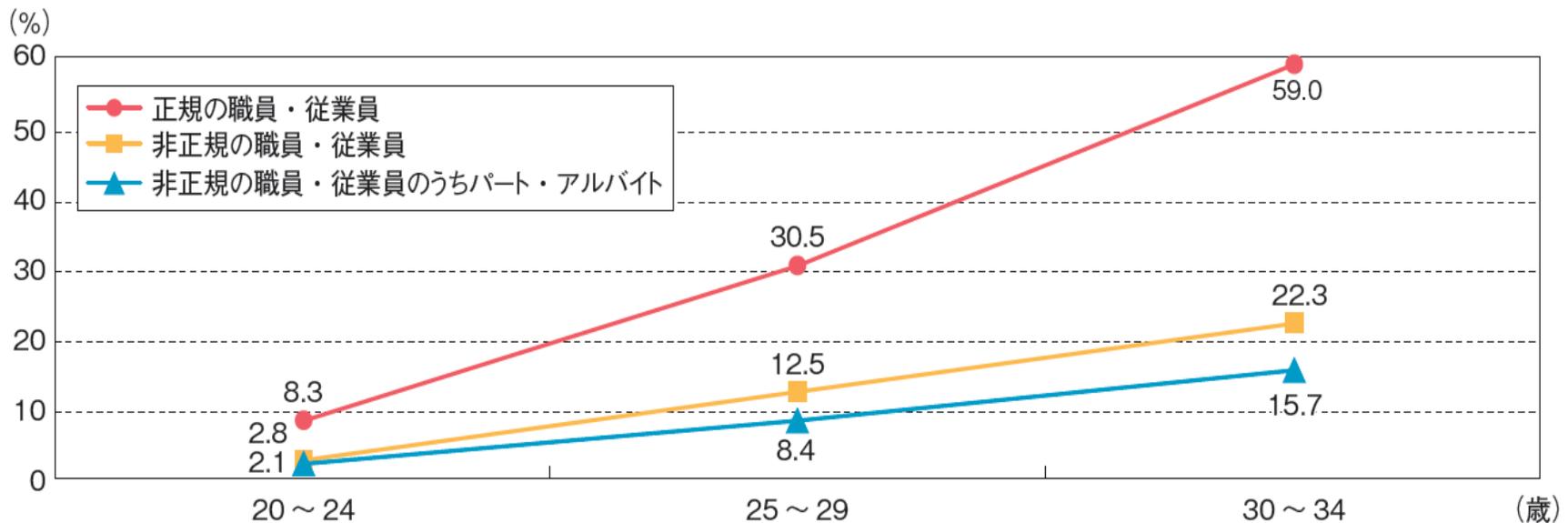
所得階級別雇用者構成(30歳代)



資料：総務省「就業構造基本調査」を基に作成。
 注：所得が不詳の者は除いて算出している。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率

- 男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率は、
- ・正規の職員・従業員では25～29歳で30.5%、30～34歳で59.0%
 - ・非正規の職員・従業員では25～29歳で12.5%、30～34歳で22.3%
 - ・非正規の職員・従業員のうちパート・アルバイトでは25～29歳で8.4%、30～34歳で15.7%
- ⇒雇用形態の違いにより配偶者のいる割合が異なっている。

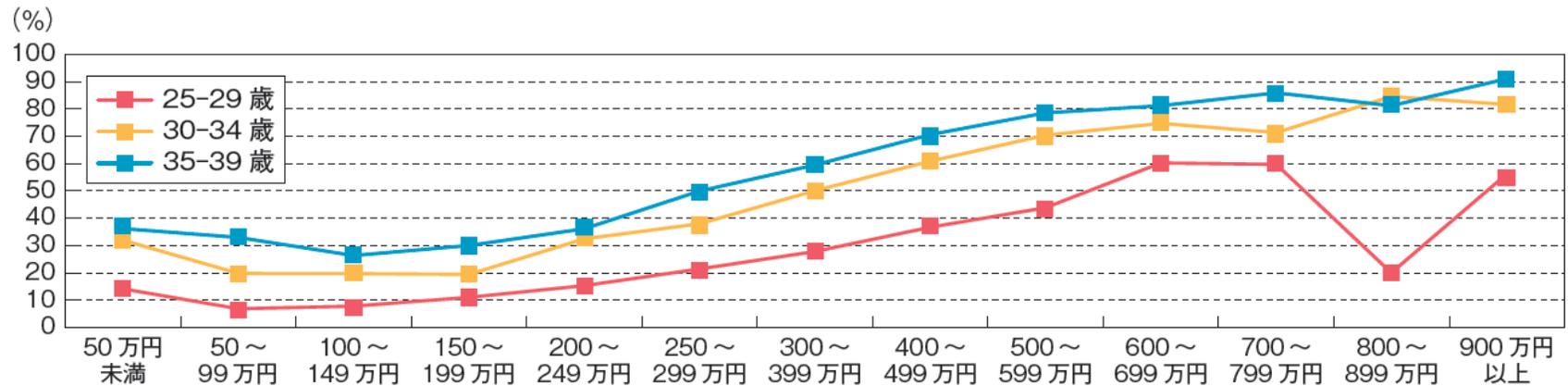


資料:総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

注:数値は、未婚でない者の割合。

男性の年収別有配偶率

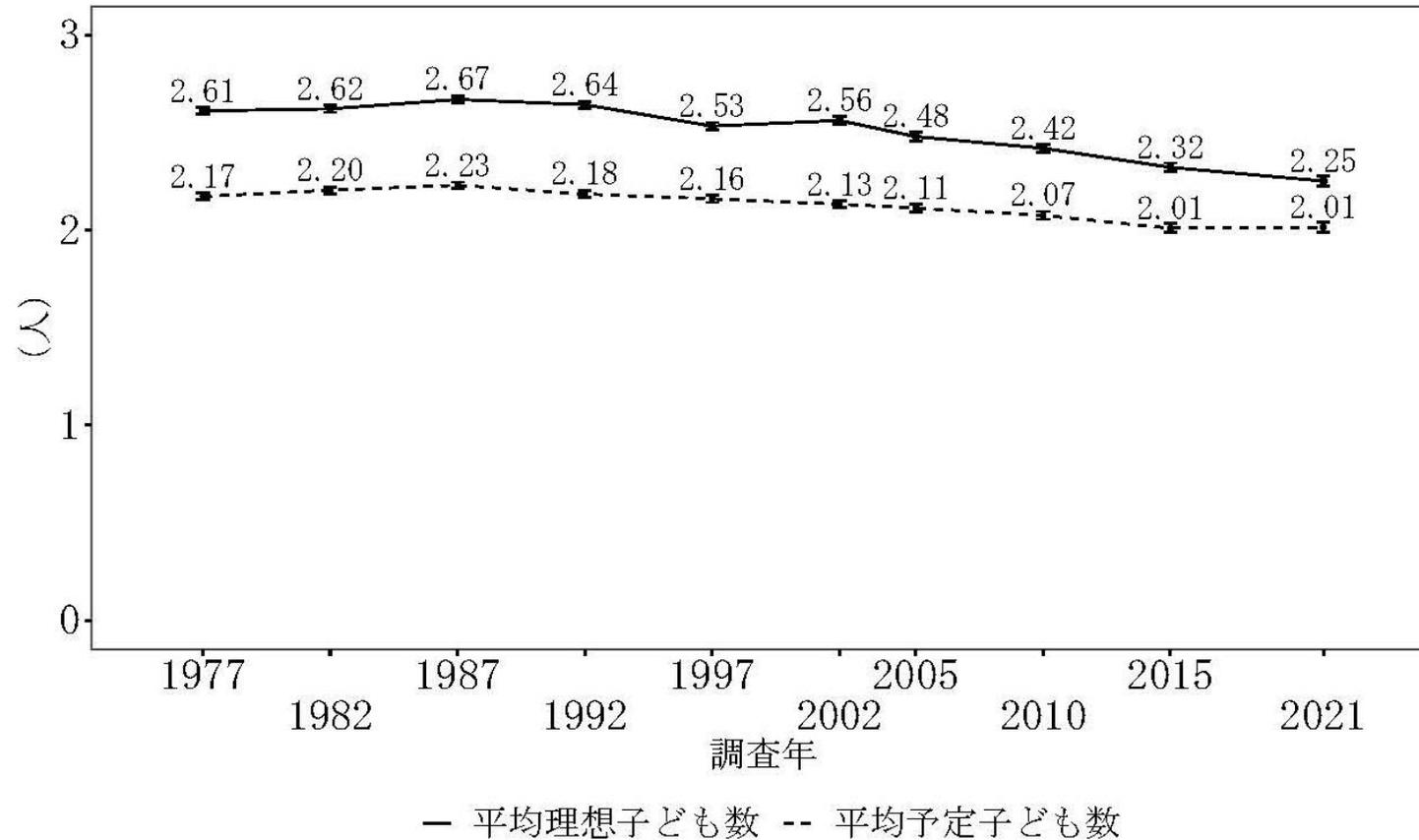
○いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。



資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)
注: 本資料は、労働政策研究・研修機構が独自に「就業構造基本調査」を二次集計・分析したもの。2017年時点。

夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移

- 夫婦の平均理想子ども数は2000年代以降、ゆるやかに低下してきている。
- 1990年代以降、漸減傾向が続いてきた平均予定子ども数については、2021年調査では前回と同じ2.01人と横ばいで推移している。



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

※対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和。理想・予定子ども数不詳を除き、8人以上を8人として平均値を算出。図中のマーカー上のエラーバーは95%信頼区間を示している。

理想の子供数を持たない理由(理想・予定子供数の組み合わせ別)

- 理想は1人以上だが予定は0人という夫婦では、その差の理由は、「欲しいけれどできない」が最も多い。次いで、「高年齢で産むのはいや」の割合が多い。いずれも年齢・身体的理由。理想は2人以上に比べ、「夫が望まない」、「自分や夫婦の生活を大切にしたい」の割合が多いのも特徴。
- 理想は2人以上・3人以上になると、理想は1人以上に比べ、「お金がかかりすぎる」(経済的理由)、「育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」(育児負担)、「夫の家事・育児への協力が得られない」(夫問題)の割合が急増。

(複数回答)

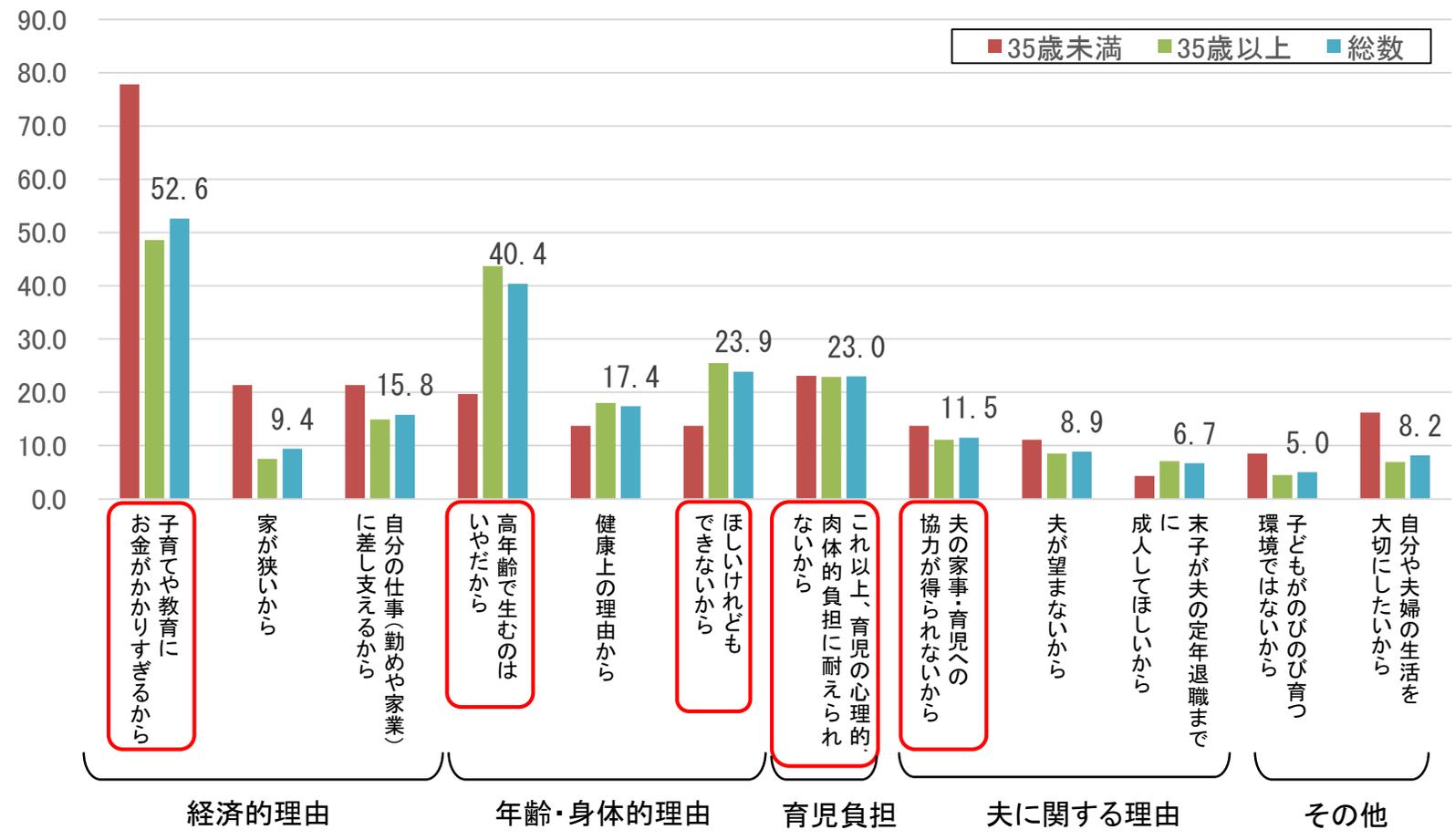
理想・予定子供数の組み合わせ	予定子供数が理想を下回る夫婦の内訳	(客体数)	理想の子ども数を持たない理由											
			経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
			お金がかかりすぎるから	家が狭いから	に(自分の仕事や家事を支えるから)	いやだから生むのは	健康上の理由から	できないけれども	耐えられないから	肉体的負担、育児の心理的、	協力が得られないから	夫が望まないから	成人してほしいから	末子が夫の定年退職までに
理想1人以上 予定0人	4.7%	(39)	17.9	2.6	12.8	23.1	12.8	61.5	7.7	5.1	17.9	5.1	2.6	12.8
理想2人以上 予定1人	37.0%	(316)	46.2	6.0	9.2	40.5	18.7	32.0	23.7	10.4	7.0	4.7	3.5	8.5
理想3人以上 予定2人以上	58.4%	(499)	59.3	12.0	20.2	41.7	17.0	15.8	23.6	12.6	9.4	8.0	6.2	7.6
総数	100.0%	(854)	52.6	9.4	15.8	40.4	17.4	23.9	23.0	11.5	8.9	6.7	5.0	8.2

(%)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に内閣府作成。
 注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。
 複数回答のため合計値は100%を超える。

妻の年齢別にみた、理想の子供数を持たない理由

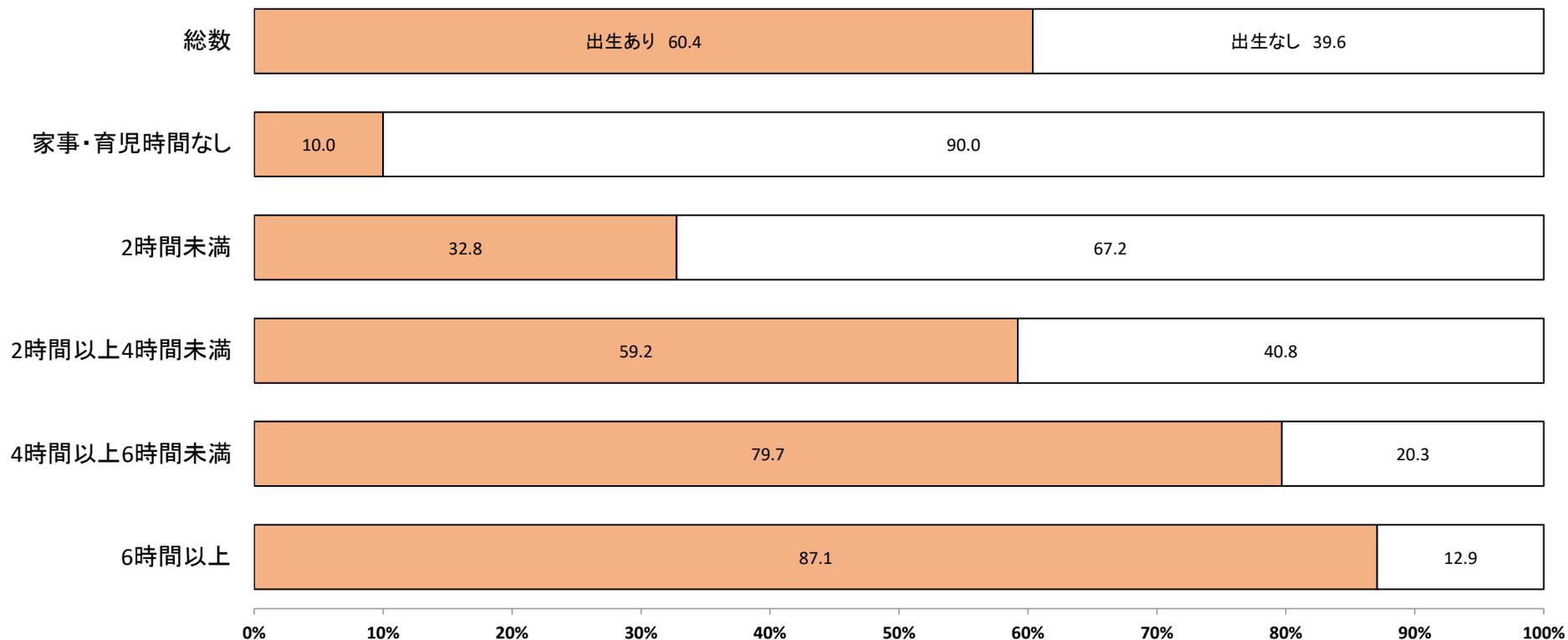
- どの年代でも、「お金がかかりすぎる」(経済的理由)の割合が最も多いが、35歳未満の方が顕著に高い。
- 30代後半以降になると、「高年齢で生むのはいや」「欲しいけれどもできない」の割合が急増。
- 「育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」、「夫の家事・育児への協力が得られない」は、年代に関わらず、同程度の割合となっている。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)を基に内閣府作成。
 注: 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。 17

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況

○夫の休日の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い。



資料:厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査」(2015)

注: 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

3) 13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり会わない」が最多	【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから (74.0%) 高齢で生むのはいやだから (39.0%)	【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%	【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がかかりすぎるから (69.8%)
-------------------------------------	--	--	---

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

＜切れ目のない支援＞
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞
2019年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

1. 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯数 (0~18歳)

- **児童のいる世帯：1122万1千世帯 (全世帯の21.7%)**
 - ・ 核家族世帯：925万2千世帯 ※2019年国民生活基礎調査
 - ・ 子ども1人：525万世帯、子ども2人：452万3千世帯

- **ひとり親世帯数** ※2016年度全国ひとり親世帯等調査による推計
 - ・ 母子世帯：約123万世帯
 - ・ 父子世帯：約19万世帯

(2) 出生数・合計特殊出生率 ※2021年人口動態統計月報年計(概数)

- **2021年出生数：81万1,604人 (対前年比▲29,231人)**
- **2021年合計特殊出生率：1.30 (前年：1.33)**
※韓国(2020)0.84、フランス(2020)1.82、アメリカ(2020)1.64

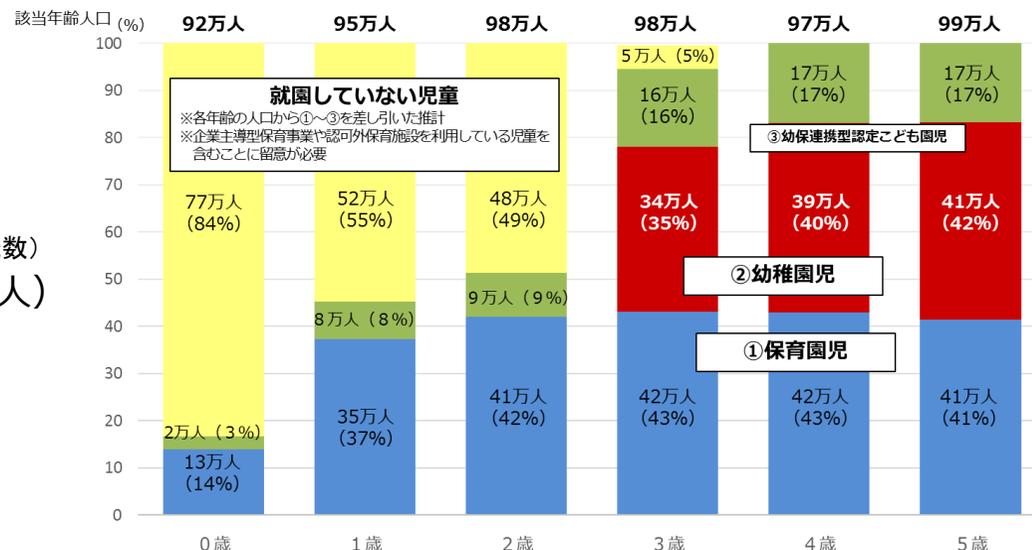
(3) 未就園児

- **未就園児 (保育所や認定こども園、幼稚園に就園していない児童) の数は約182万人と推計される。**
このうち、**0~2歳児が約97%**を占める (令和元年度)。(※)
- なお、就学前児童のうち保育所等 (保育所、地域型保育事業所、認定こども園) を利用している児童の割合は、待機児童解消加速化プラン開始時点 (平成25年度：約35%) から増加し、現在 (令和3年4月時点) は約50%。

(4) ヤングケアラー

- 「家族の世話をしている」と回答した**小学6年生は6.5%、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%、大学3年生が6.2%。** ※ヤングケアラーの実態に関する調査研究(中・高校生は令和2年度、小・大学生は令和3年度)

<※保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況 (令和元年度)>



2. 児童福祉の状況

(1) 市町村の相談機関の状況 (出典) 令和3年4月現在、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

- 市町村の相談機関
 - ・ 子ども家庭総合支援拠点(児童福祉) : 716箇所(635自治体)
 - ・ 子育て世代包括支援センター(母子保健) : 2,451箇所(1,603自治体)
- 各自治体の設置状況
 - ・ 両方設置している : 628自治体(36.0%)
 - ・ 両方設置していない : 131自治体(7.5%)
 - ・ 子ども家庭総合支援拠点のみ設置 : 7自治体(0.4%)
 - ・ 子育て世代包括支援センターのみ設置 : 975自治体(56.0%)

(2) 市町村の支援状況

- 母子保健分野では、各種健診を行うほか、心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業等を実施。
 - ・ 1歳6か月児健診受診者数 : 893,980人(受診率95.2%) (令和2年)
 - ・ 3歳児健診受診者数 : 912,554(94.5%) (令和2年)
 - ・ 産後ケア事業実施市町村数 : 1,158(67.1%) (令和2年)
 - ・ 産前・産後サポート事業実施市町村数 : 579(33.3%) (令和2年)
 - ・ 産婦健診事業実施市町村数 : 867(49.8%) (令和2年)

＜地域子育て支援事業(13事業)の実施状況＞

※乳幼児検診は交付税措置

※産後ケア、産前産後サポート、産婦健診は予算事業

- 児童福祉分野では、市町村が地域の実情に応じ「地域子ども・子育て支援事業」(13事業)を実施。うち、乳児家庭全戸訪問事業は84.8%の市町村で実施されているが、子育て短期支援事業は51.1%に留まっている。

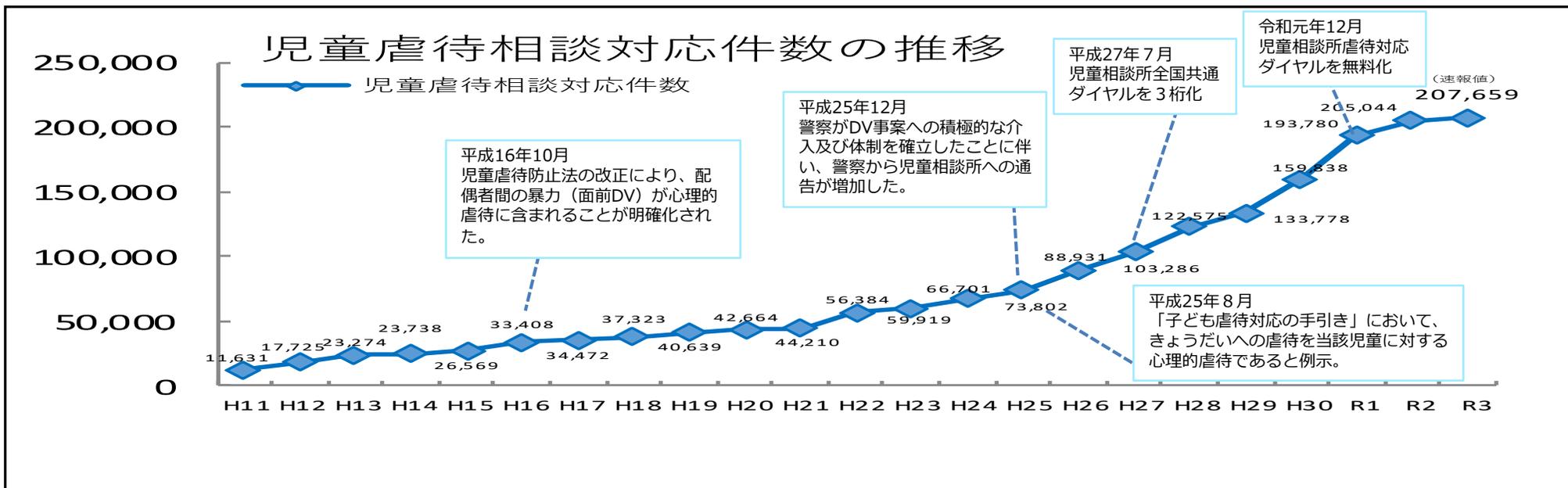
事業名	実施自治体数	全自治体数	実施割合
1. 利用者支援事業	1,237市町村	1,741市町村	71.1%
2. 延長保育事業	1,134市町村	1,741市町村	65.1%
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	790市町村	1,741市町村	45.4%
4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	128市町村	1,741市町村	7.4%
5. 放課後児童健全育成事業	1,603市町村	1,741市町村	92.1%
6. 子育て短期支援事業	889市町村	1,741市町村	51.1%
7. 乳児家庭全戸訪問事業	1,477市町村	1,741市町村	84.8%
8. 養育支援訪問事業	1,120市町村	1,741市町村	64.3%
9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	561市町村	1,741市町村	32.2%
10. 地域子育て支援拠点事業	1,517市町村	1,741市町村	87.1%
11. 一時預かり事業	1,400市町村	1,741市町村	80.4%
12. 病児保育事業	968市町村	1,741市町村	55.6%
13. ファミリー・サポート・センター事業	956市町村	1,741市町村	54.9%

※1 令和2年度子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース

※2 実施割合は、実施自治体数を全自治体数で機械的に割ったもの

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和3年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、207,659件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（60.1%）、次いで身体的虐待の割合が多い（23.7%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（14%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和3年度 (速報値)	49,238(23.7%) (-797)	31,452(15.1%) (+22)	2,247(1.1%) (+2)	124,722(60.1%) (+3,388)	207,659(100.0%) (+2,615)

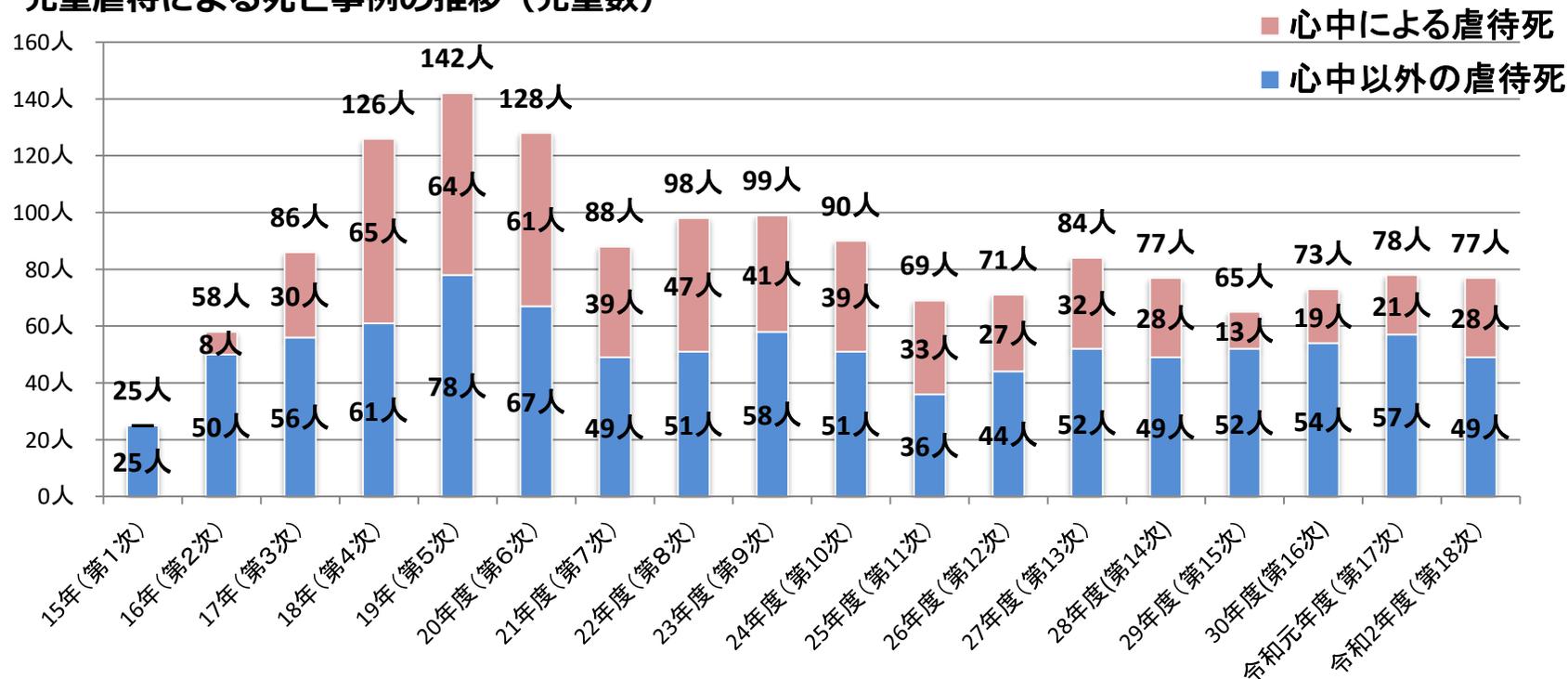
虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
3年度 (速報値)	14,697 (7%) (+604)	2,647 (1%) (-25)	28,075 (14%) (+434)	2,529 (1%) (+414)	9,044 (4%) (+779)	195 (0%) (-15)	226 (0%) (-7)	3,608 (2%) (+181)	2,846 (1%) (-107)	103,104 (50%) (-521)	14,944 (7%) (+268)	25,744 (12%) (+610)	207,659 (100%) (+2,615)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)(概要)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和4年9月】

児童虐待による死亡事例の推移 (児童数)



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第18次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

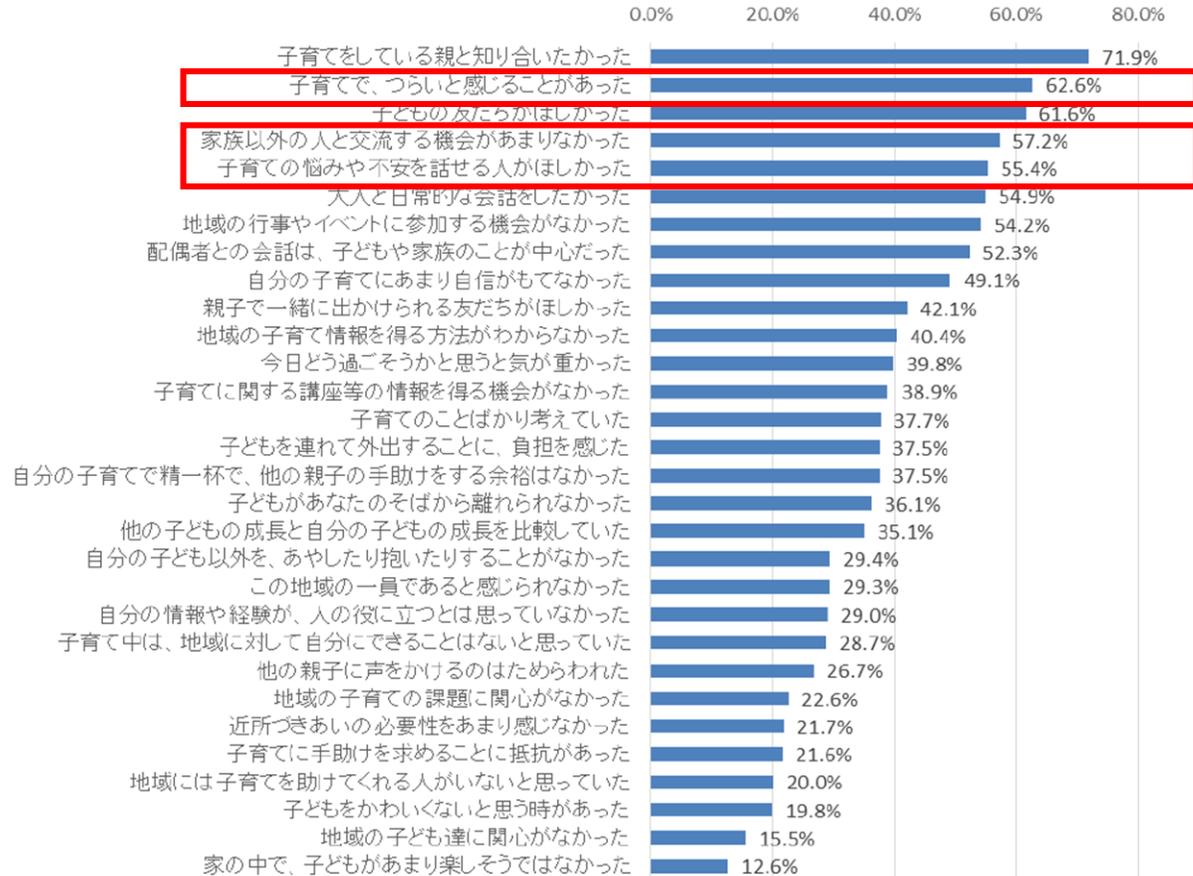
【心中以外の虐待死 889例・939人】

- **0歳児の割合は48.5%、0日児の割合は18.4%**。さらに、3歳児以下の割合は76.1%を占めている。
- **加害者の割合は実母が54.6%**と最も多い。
- 妊娠期・周産期における問題では、**予期しない妊娠/計画していない妊娠が27.7%、妊婦健康診査未受診の状況が27.2%**と多かった(第3次報告から第18次報告までの累計)。

子育て家庭の置かれている子育ての状況

- **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、拠点を**利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

拠点を利用する前の自身の子育ての状況



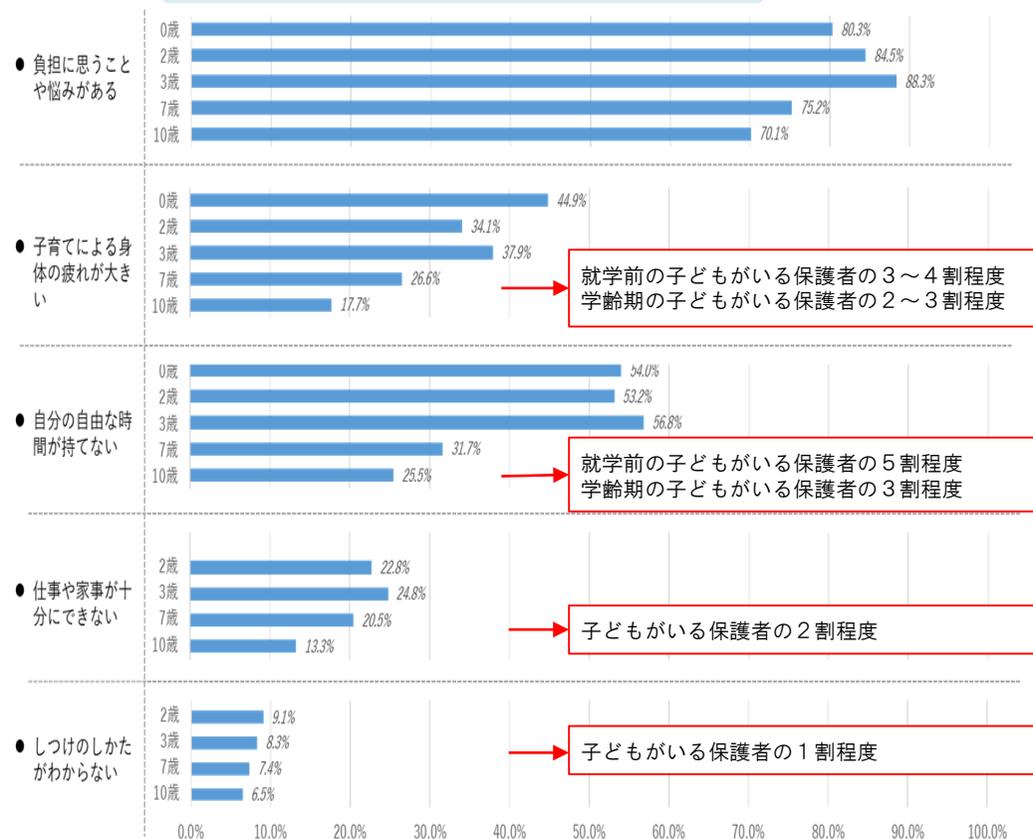
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2015年）

（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

子ども、保護者、家庭を取り巻く現状と課題

- 就学前だけではなく、就学後も含めて子育てをしている保護者のうち、**7割以上の保護者が子育てに対して何らかの負担や悩みを抱えている状況**にあり、就学前後問わず、支援が必要な全ての子育て世帯に対して、レスパイト支援の確実な提供や、訪問による生活支援・子どもとの関わり方等を学ぶための支援等の家庭への支援が必要な状況。
- 市町村の虐待相談対応の状況をみると、**学齢期以降の相談件数が全体の約5割**を占めており、また、**ネグレクトを理由とした相談対応件数が心理的虐待に次いで多く、全体の約3割**を占めている状況。学齢期以降であっても、不適切な養育環境にある子どもに対して、安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等の支援が必要な状況。

子育て家庭の負担感の現状



市町村で対応している虐待相談対応件数

市町村における虐待相談対応内容別件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成28年度	28,299 (28.3%)	33,418 (33.4%)	1,009 (1.0%)	37,421 (37.4%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	28,655 (26.9%)	34,715 (32.6%)	978 (0.9%)	42,267 (39.6%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	35,001 (27.7%)	38,644 (30.6%)	1,196 (0.9%)	51,405 (40.7%)	126,246 (100.0%)
令和元年度	41,593 (28.0%)	43,062 (29.0%)	1,307 (0.9%)	62,444 (42.1%)	148,406 (100.0%)
令和2年度	41,693 (26.8%)	42,366 (27.2%)	1,289 (0.8%)	70,250 (45.1%)	155,598 (100.0%)

※出典: 福祉行政報告例

市町村における虐待相談対応年齢構成別件数

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成28年度	23,159 (23.1%)	28,663 (28.6%)	32,823 (32.8%)	11,524 (11.5%)	3,978 (4.0%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	25,357 (23.8%)	29,920 (28.1%)	34,527 (32.4%)	12,162 (11.4%)	4,649 (4.4%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	29,670 (23.5%)	36,778 (29.1%)	40,810 (32.3%)	13,666 (10.8%)	5,322 (4.2%)	126,246 (100.0%)
令和元年度	33,814 (22.8%)	42,820 (28.9%)	48,812 (32.9%)	16,450 (11.1%)	6,510 (4.4%)	148,406 (100.0%)
令和2年度	35,628 (22.9%)	45,346 (29.1%)	50,907 (32.7%)	17,233 (11.1%)	6,484 (4.2%)	155,598 (100.0%)

※出典: 福祉行政報告例

こども政策をめぐる最近の動向

- 児童福祉法等の一部を改正する法律
- 総合経済対策
- 保育施設をめぐる動き

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

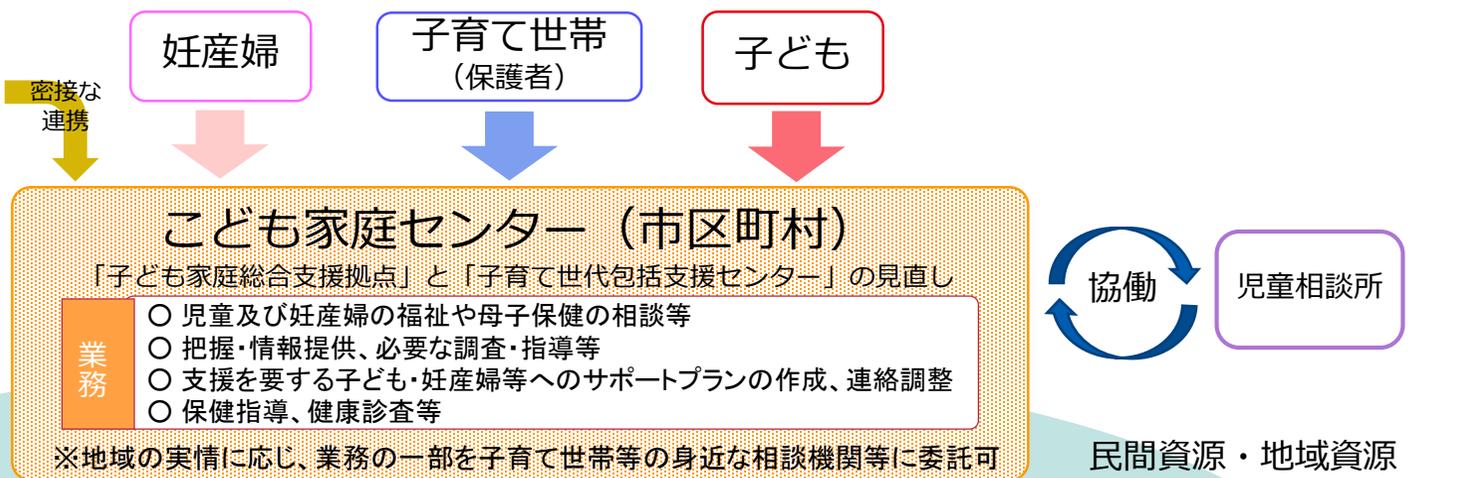
※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

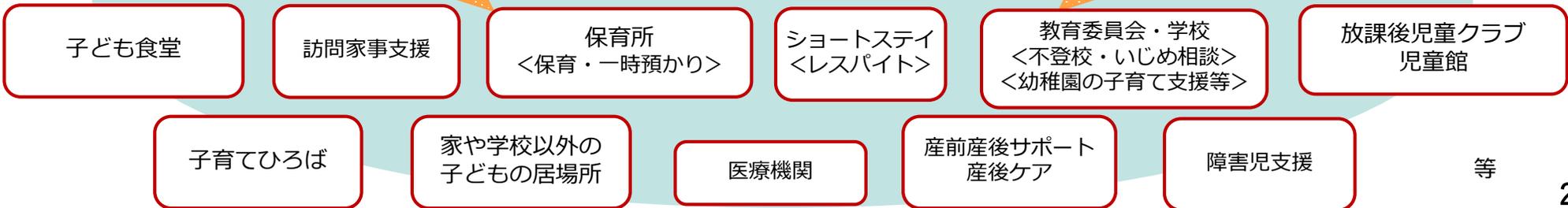
妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。



民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ



児童虐待対応と母子保健の一体的な取組事例（松戸市）

Point

児童虐待対応（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健対応（子育て世代包括支援センター）を同課で一体的に取り組むことによる横断的対応・効果的な連携支援により妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の実現を目指す

①取組の概要

- 児童虐待対応、婦人相談などを含む子ども家庭相談や要保護児童対策地域協議会調整機関を担う子ども家庭相談課に母子保健業務を担当する母子保健担当室を設置。
- 平成28年4月 子育て世代包括支援センター「親子すこやかセンター」を母子保健担当室の3保健福祉センター内に設置し保健師、社会福祉士、助産師を配置。母子保健と支援拠点の「つなぎ役」を担う。母子保健分野で「予防・早期発見・対応」
- 平成29年4月 子ども家庭総合支援拠点を設置し、資格を有する職員を増員し配置。「早期対応・寄り添い支援」
- 児童虐待防止ネットワーク（要対協）の調整機関業務選任職員を1名配置し連携強化。

②取組の効果

- 支援拠点の担当地区割を3保健福祉センター、親子すこやかセンターの管轄と同一にすることで情報共有や同行訪問が円滑にできる。
→機動力のある対応
- 指示命令系統が一本であり、児童福祉と母子保健分野それぞれが職務範囲を理解し隙間を埋めながら連携している。
→妊娠期から子育て期の切れ目のない連携支援の実現

③取組実績

○関係機関との顔の見える関係づくり、連携強化により通告件数、親子すこやかセンターの支援件数が増加

(支援拠点)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
H28年度	156	231	9	289	685
H29年度	151	196	8	266	621
H30年度	248	210	15	355	828
R元年度	301	247	25	397	970
R2年度	418	373	18	508	1,317

(親すこ)	支援妊婦数	支援乳幼児世帯数
H28年度	355	227
H29年度	518	396
H30年度	467	435
R元年度	452	534
R2年度	489	588

著しい人権侵害である児童虐待をなくすために『予防、早期発見、早期対応』
～ 目指しているのは、切れ目のない連携支援 ～

母子保健 『予防・早期発見・対応』

- ①妊婦の全数面接
丁寧なかかわり。
小さな問題も見逃さない
- ②産後の全戸訪問
100%を目指し、産後の変化を見逃さない
- ③乳幼児健康診査
3-4、6-7、9-10か月健診を実施
- ④特定妊婦支援
乳児虐待を生まれる前から予防
産後ケア、養育訪問事業による個別で
直接指導・支援

H28年4月
親子すこやかセンター設置
(子育て世代包括支援センター)
地区保健師と親子すこやかセンター
職員(保健師、助産師、社会福祉士)
とで機動力、メリハリのある支援の
実現!

子ども家庭総合支援拠点 『早期対応・寄り添い支援』

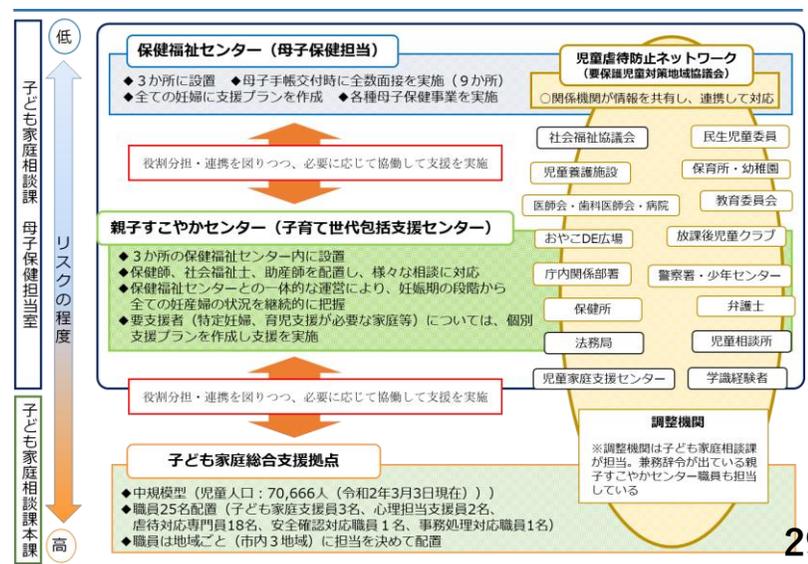
- ①H29年4月
子ども家庭総合支援拠点設置
支援体制の整備
全員有資格者による支援
支援体制・方法の見直し
- ②支援力の向上
個別、直接、丁寧な親支援
子ども自身の生きる力をはぐむ支援

→相談件数増、行動件数増

児童虐待防止ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) 『連携』

- ①会議体系の見直し
連携、情報の共有をスムーズに
- ②顔の見える関係
研修、普及啓発活動、
医療機関ネットワーク
- ③関係機関を増やす
- ④連携調整機関の役割の確認

子ども家庭総合支援拠点、母子保健、要対協との関係図



Point 妊娠時から子育てに関する精神的な不安を解消するため、身近な保育所等を地域の子育て拠点として活用

①取組の概要

- 保育所等を身近な子育て支援の拠点として位置づけ、「マイ保育園登録制度」を創設（平成17年10月より）
- 妊娠時から特に3歳未満児のすべての子育て家庭を対象に、登録した自宅近くの「マイ保育園」において、
 - ・ 育児体験の実施
 - ・ 気軽に利用可能な育児相談や育児教室、一時預かりの実施
 - ・ 子育てコーディネーターによる「子育て支援プラン」の作成及び、継続的・計画的な支援の実施
 を行っている。



②取組の効果

- 在宅で子育てをする家庭も保育所等に気軽に相談に行くことが出来るようになった。
 - 出産前の育児不安の軽減、身近に相談相手がいる安心感に寄与。
- 子育て支援プランの作成過程で、一見問題なさそうに見えた親子の問題を発見することができた。
 - ケアの必要な家庭の把握に寄与。

（参考）支援の様子



育児教室の様子

③取組実績

	H27	H28	H29	H30	R1
実施箇所数（園）	237	237	237	231	236
マイ保育園登録者数（人）	4,453	4,294	4,288	4,069	4,295
在宅児童（3歳未満）に対する登録率（%）	58.3	60.5	63.0	62.8	68.9
一時預かり券利用件数（回）	6,574	5,677	5,801	5,423	4,942

市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

Point

- ・課題を抱えている子ども・子育て家庭への支援が不足しており、特に学齢期の子どもへの支援の制度・施策が整っていない
- ・専門職がケアマネジメント機能を担い、他機関と連携して虐待の早期発見・予防と同時に子ども・家庭丸ごとの支援を行う「居場所」が必要

1 取組の概要

- （学齢期の子ども・家庭への支援）安心安全な空間の提供、生活習慣形成や学習のサポート、進路相談、毎日の食事の提供など、**子どもの発達段階やニーズに応じた多様な支援**を提供し、同時に孤立した**保護者への相談・伴走支援**も提供しており、**子ども・家庭丸ごとの支援を実施**（困窮世帯の小学生もしくは中高生を対象に平日週3～5日で現場を運営）
- （専門職によるケアマネジメント）子ども・家庭の状況をアセスメントし、子ども一人ひとりの支援計画を作成しており、**虐待の早期発見・予防や専門的ケアを実施している**
- （ハブ機能・連携）**学校や行政など多くの機関と連携し**、居場所支援につながるとともに、その他の必要な現場に繋ぎ、切れ目のない支援を届けている



2 取組の効果

- 2020年8月と12月に実施したアンケートでは「自分は大切にされる存在だと思えますか」という質問に対して肯定的な回答の割合が71%から82%に11%向上しており（n=29）、**子どもの居場所での生活を通じて自己肯定感・効力感が育まれていることがわかる**
- 多くの機関と連携し、**孤立し複雑な困難を抱えた子ども98名**を3年間で居場所にリファーしており、継続的に支援を行っている。

3 取組実績

- Learning for Allの子どもの居場所での支援人数は以下の通り。
- 15名の現場を運営すると想定した場合の職員配置は以下のようになる

	2018	2019	2020
人数	23	29	46
拠点数	2	3	4

	人数
非常勤ソーシャルワーカー	1
常勤現場職員	4
ボランティア	2

（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



小学生向けの学童施設の様子



専門職による面談の様子

（左写真補足：専門的ケアについて）保護者自身が問題を抱えるケースや発達障害、外国ルーツ、不登校などのケースに関しては、特に関連機関との支援方針のすり合わせ・相互の連携に努め、施設を利用する子ども・保護者のニーズを反映しながら、必要な社会資源へのリファーや必要なプログラムの導入を行っている。

Point

- ・子育て広場とNPOの協働によるペアレント・トレーニング実施
- ・ペアレント・トレーニングは、子ども虐待予防や育児不安の軽減に効果がある

①取組の概要

- 子育て家族支援団体SomLic(ソムリック) は、約15年間地域でペアレント・トレーニングを実施してきているNPOである。
- あきやま子どもクリニックと協働してペアレント・トレーニングを実施している。
- プログラムは、90分×6回講座で、講義、グループワーク、ロールプレイ、記録、宿題、フォローアップで構成されている。
- 必ず別室保育室を設置し、保育士等による子どもにとって楽しい預かり保育を実施。
- 参加者やボランティアの紹介を地域の関係機関と連携を図りながら実施している。
- 現在、白梅学園大学子ども学研究所の研究として、子育て支援関係者が使いやすいプログラムの開発・効果測定を行なっている。



②取組の効果

- 体罰を用いないしつけとはどういうものか、具体的に学ぶことができる。
- 参加者より「自分の子育てに軸が持てるようになった」、「叩いたり怒鳴ったりしなくなった」との声が聞かれる。
- 効果測定の結果では、「悲しくなったりみじめになる」、「子どもとの接し方がわからない」の項目が著しく低下しており、育児不安の軽減に効果があることが明らかになっている。
- 参加者同士の仲間作りができ、ピアカウンセリング効果がある。

(参考) 支援の様子



受講中の様子



別室保育室の様子

③取組実績

- ▶ □ペアレント・トレーニング参加者延べ人数：543名（2007年度創設時より）
- ペアレント・トレーニングは、「前向き子育てトリプルP」、「ノーバディズ・パーフェクト」、「神戸少年の町版コモンセンス・ペアレンティング」、「SomLic ペアレンティング・プログラム」を実施してきた。
- ▶ □SomLicのペアレント・トレーニングは、子育てひろば、児童館、母子生活支援施設、保育所等で開催してきた。

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センター**を児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業**や、**里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

Point

- ・SRHR（セクシャルリプロダクティブヘルスアンドライツ）を大切に、利用する若年妊婦のニーズに合わせてその形を変えながら、いつか自分のHOMEを見つけられるようサポートする。
- ・地域に開かれた場所であり、訪れた若年妊婦とそのこどものまわりに、様々な繋がりが生まれる。

①取組の概要

- 妊娠葛藤相談窓口、「にんしんSOS東京」のこれまでの活動を通して、社会や家族と繋がりが持てず孤立し、ネットカフェ、SNSで出会った男性宅等、危険な居場所を転々と漂流せざるを得ない状況にいる若年妊婦（10～20代）の存在が浮き彫りになっている。彼女たちのSOSを受け止める受け皿が圧倒的に不足している現状の中、本取り組みでは、宿泊も可能な妊婦のための居場所を運営し、若年妊婦が、「にんしん」をきっかけに、孤立せず、自由で幸せに生きていくことができる地域社会の創造を目指す。
- 妊娠何週数からでも、産前産後どちらでも、また、中絶出産どちらの場合であっても利用可能とした。

②取組の効果

- シェルターではなく、開かれた場であり、様々な人と出会えるよう、関係団体と連携しながら運営。
 - びさらの利用期間中に、行政や地域の支援者と出会い、時間と体験を共有しながら、ピッコラーレ以外にもいくつかの信頼できる頼り先を得た。また、行政の担当者も利用者の持つ力を多面的に捉えることができるようになった。
 - **利用者支援者との間に互いにエンパワメントしあう関係性が生まれた。**
- 生活支援に加えて、医療機関や行政窓口への同行支援、出産に向けた身体と心のケア、場合によりパートナーも含めた家族のサポートも実施。
 - 妊婦健康診査において尿糖の改善が見られ、分娩経過や産後の生活のための知識が得られるなど、健やかに妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えた。また、産後の養生をしながら、じっくり時間をかけて育児技術を習得した。
 - **自らのニーズについて考え、選び、準備をすることにより自分と社会へを信頼する経験となった。**
- びさら運営に利用者が参画する仕組みを構築。
 - 支援する側される側という2つの役割に固定化されず、ピアサポートの担い手になったり、場の支え手になったりしている。
 - **妊娠出産中絶のその先の人生において、安心して安全な新しい居場所を獲得しつつある。**



(参考) 支援の様子



デイ利用：お宮参り&100日お祝い



ステイ用居室

③取組実績

<2020年7月～2021年3月末日>

- びさらステイ利用（宿泊）利用人数：11名（うち新生児2名、幼児1名、パートナー1名含む）、宿泊数合計：106泊
- 1. 中期中絶後について検討する時間の伴走と身体と心のサポート（30泊31日利用）
- 2. 妊娠継続希望だが居所なし、妊産婦支援施設入居までの利用（入居時妊娠13週、3泊4日利用）
- 3. パートナーからのDVがあり妊娠期から継続支援。産後ケアで利用（産後8ヶ月、2泊3日）
- 4. 母子で入居できる妊産婦施設がなく第一子とともに産前産後利用（入居時妊娠37週、38泊39日）
- 5. パートナーとホテル住まいで安定した居所が得られず産前産後利用（入居時妊娠39週、22泊23日）
- 6. パートナーがおむつ替えや抱っこ、沐浴などの育児を経験し、新生児との生活を体験するための利用（産後2週、2泊3日）
- ・利用期間中、生活支援に加えて、医療機関や行政窓口への同行支援、出産に向けた身体と心のケアなどを行った
- びさらデイ利用人数：5名：レスパイト利用（母子）、レスパイト利用（中絶後）、面談（中絶前）
- ・食事、中絶後のレスパイト、乳房ケア、骨盤ケア、お宮参り/お食い初め、育児発達チェック等
- その他、食料/生活支援：相談窓口でつながった妊婦の中で、食料・その他衣食住を支える生活支援が必要な方に物品送付開始（20年10月～21年3月末日現在の送付件数：90件）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 新しい資本主義の加速

3. 包摂社会の実現

(1) 少子化対策、子ども・子育て世代への支援

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する(注)。また、令和5年度当初予算において出産育児一時金の大幅な増額を図る。

注：経済的支援については、妊娠届出時及び出生届出時を通じて計10万円相当とする。来年初を基準日として前倒しで実施し、継続的に実施するために必要な安定財源確保や効率的な事業実施方法等について、令和5年度当初予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。来年初を基準日とした前倒し実施に当たり、基準日以降の出産に妊娠届出時の経済的支援を、令和4年4月以降の出産に妊娠届出時及び出生届出時の経済的支援をそれぞれ遡及適用する経過措置を設ける。

すべての妊婦・こども・子育て家庭に対する伴走型支援の充実 (出産・子育て応援交付金(仮称))

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

面談
(*1)

妊娠期

(妊娠32~34週前後)

面談
(*2)

出産・産後

面談
(*3)

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施(*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(かかりつけ相談機関(子育てひろば等)への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (*1) 子育てガイドを一緒に指さし確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる
仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や
保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援 (両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時 (5万円相当) ・ 出生届出時 (5万円相当) の経済的支援

《経済的支援の対象者》

- ・ 令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》

- ・ 出産育児関連用品の購入費助成、サービス等の利用負担軽減 等
- ※ 電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

第3回全世代型社会保障構築本部における総理発言

9/6全世代型社会保障構築会議 資料1

○ 全世代型社会保障の構築に向けては、5月にとりまとめられた「議論の中間整理」や、「骨太の方針2022」に基づき、全世代型社会保障構築会議において、検討を更に深めていただく必要があります。

特に、**我が国の将来を支える人材を育む「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を強化し、少子化対策に大胆に取り組むことは「成長と分配の好循環」を実現するためにも重要です。**

○ **少子化**については、新型コロナの中で、出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するなど、**危機的な状況**にあります。このため、**出産育児一時金の大幅な増額を早急に図るとともに、育児休業期における給付の拡充など、親の働き方に関わらない子どもの年齢に応じた切れ目のない支援強化の在り方について、検討をお願いします。**

○ また、高齢者人口は2040年頃をピークに増え続けますが、特に、今後3年間で団塊の世代が後期高齢者となる中、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みが必要です。コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、超高齢化・人口減少下における国民目線での医療・介護提供体制の在り方も含めて、医療・介護制度の改革を前に進めるべく検討をお願いいたします。

○ さらに、国民のライフスタイルが多様化する中で、働き方に中立的な社会保障制度等を構築すべく、**勤労者皆保険の実現に向けた方向性**を議論いただくとともに、**非正規雇用の方々を取り巻く課題の解決や労働移動の円滑化のために必要となる政策等について検討をお願いいたします。**

○ こうした議論を加速化していくため、全世代型社会保障構築会議において、「**子ども・子育て支援の充実**」、「**医療・介護制度の改革**」、「**働き方に中立的な社会保障制度等の構築**」といった3つのテーマを中心に、**年末に向けて議論を進めていただき、ご報告をいただきたい**と思います。

1. 検討の背景・趣旨

出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するなどの危機的な状況を踏まえ、わが国の将来を支える人材を育む「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を強化し、少子化対策に大胆に取り組むことが必要。

少子化対策については、これまで種々の対策を講じてきているが、今なお、「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られるなど、子育て・若者世代の意識・希望と働き方を含む子育てをめぐる現実との間に多くのギャップが見られる。

このため、妊娠・出産・育児を通じた切れ目のない包括的支援が提供される体制や制度を構築していく必要があり、その観点から、主として以下のような論点を中心に検討することとしてはどうか。

なお、こども政策としては、ここで掲げられている以外にも重要な論点が考えられるが、そうした点については、こども政策を総合的に推進するための「こども大綱」の取りまとめに向けた議論の中で検討していく。

2. 基本的な考え方

○ 基本目標である「妊娠・出産・育児を通じた切れ目のない包括的支援が提供される体制や制度の構築」に向けて、各ステージにおいて優先的に強化すべき課題は何かを明らかにし、具体策の検討を進めていくことが考えられる。

○ その際には、以下のような視点からの検討が重要ではないか。

- ・ 親の働き方やライフスタイルに応じて、誰もが支援サービスを選択し、利用出来る環境の実現
- ・ 男女がともに育児に参加できる環境の実現
- ・ 妊娠時から出産・子育てまで一貫して、身近で相談支援を行う「伴走型相談」体制の実現

○ 上記のような取り組みを進め、労働参加率の維持向上を図りつつ、社会全体で子育てを広く支え合うことの意義を国民の間で共有するための方策について、どう考えるか。

3. 妊娠・出産支援等

(1) 出産育児一時金の増額について

(2) 妊娠・出産期における支援の充実、結婚支援の充実について 等

4. 仕事と子育ての両立支援（略）

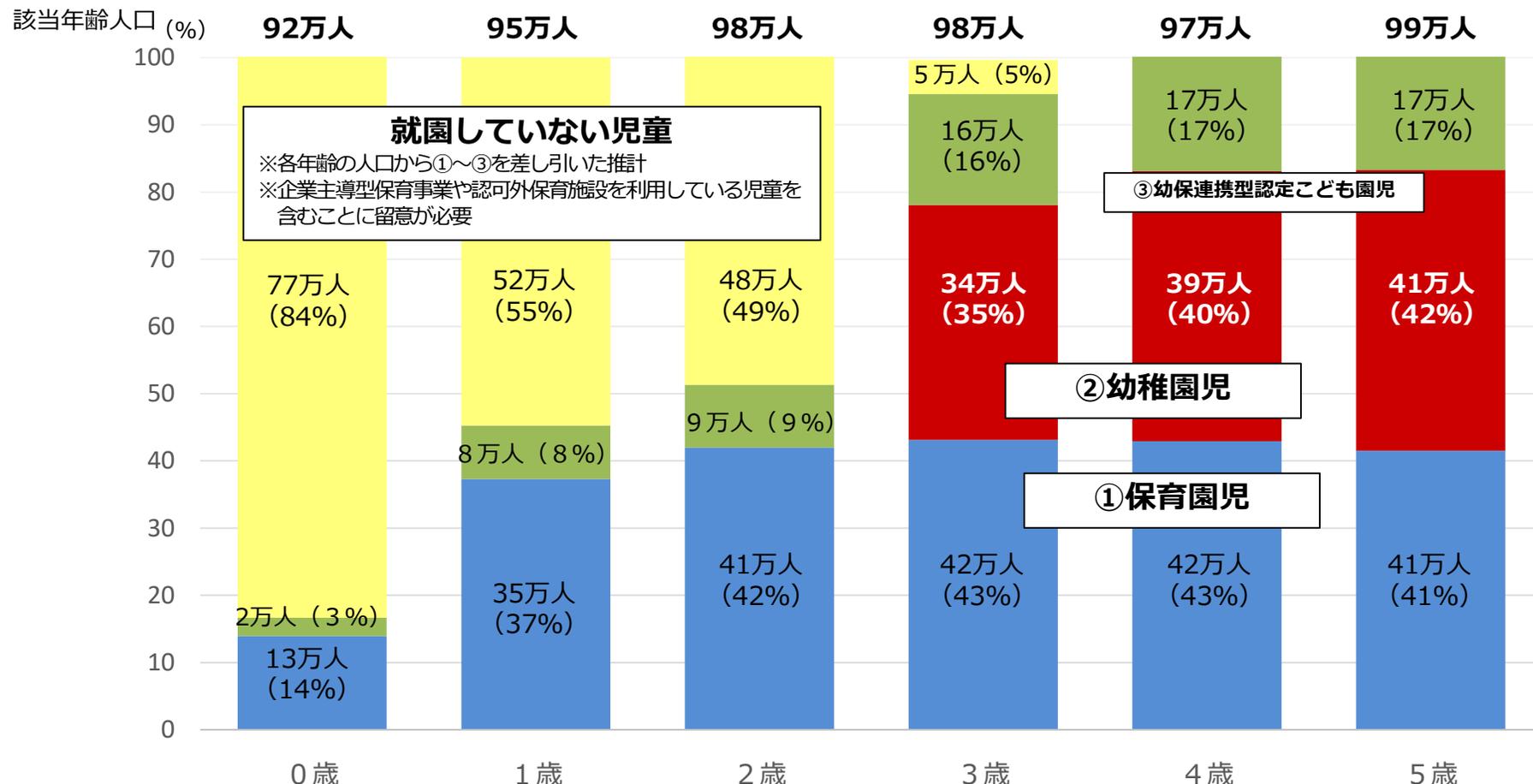
5. すべての子育て世帯等に対する子育て支援

(1) 現行制度で支援が手薄な低年齢期(0～2歳)の支援の充実について

(2) 妊娠時から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援をつなぐ「伴走型相談支援」の充実について 等

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和元年度)

○ 未就園児（保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は0～2歳児となっている。



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したものである。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日
公表

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

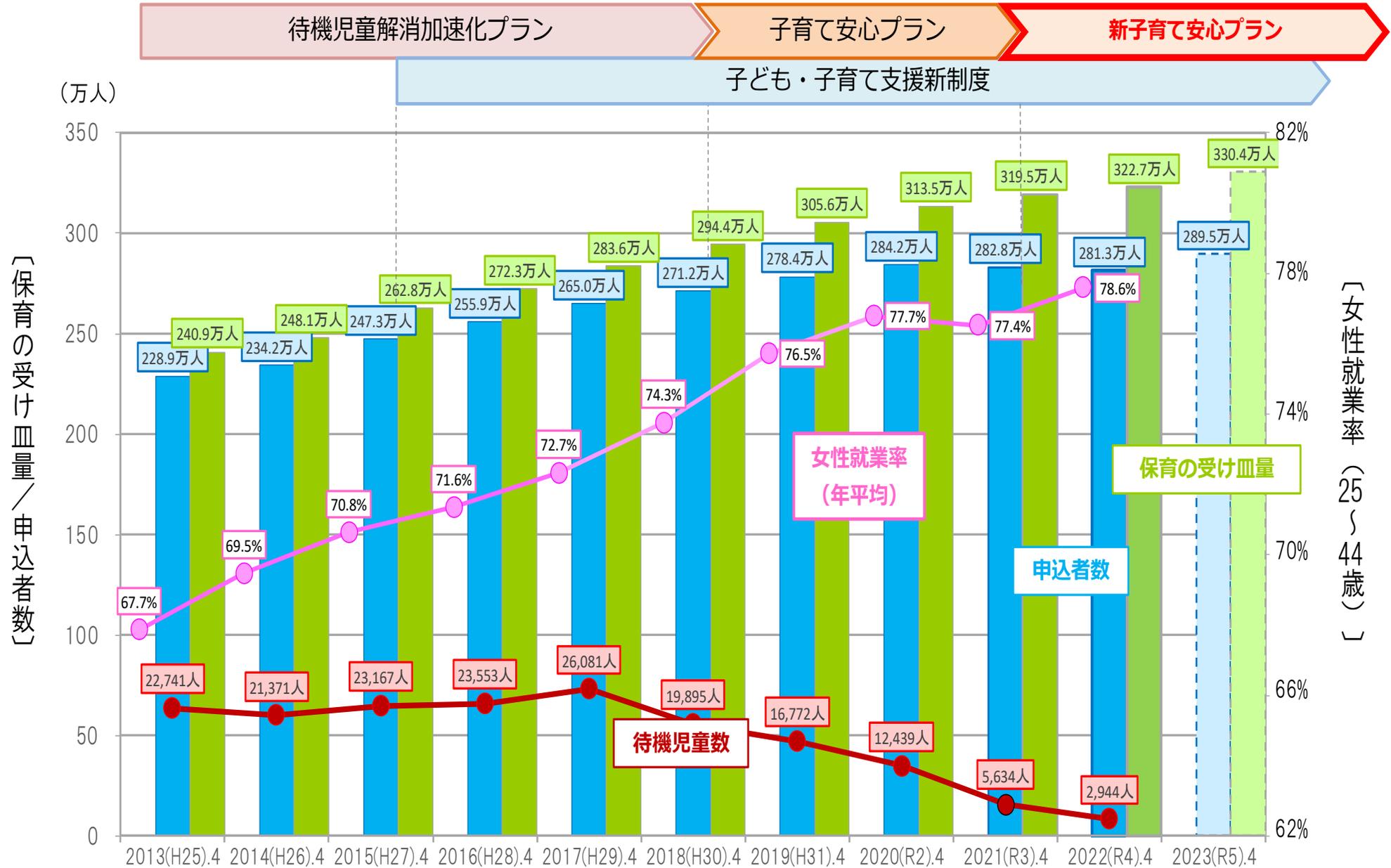
- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

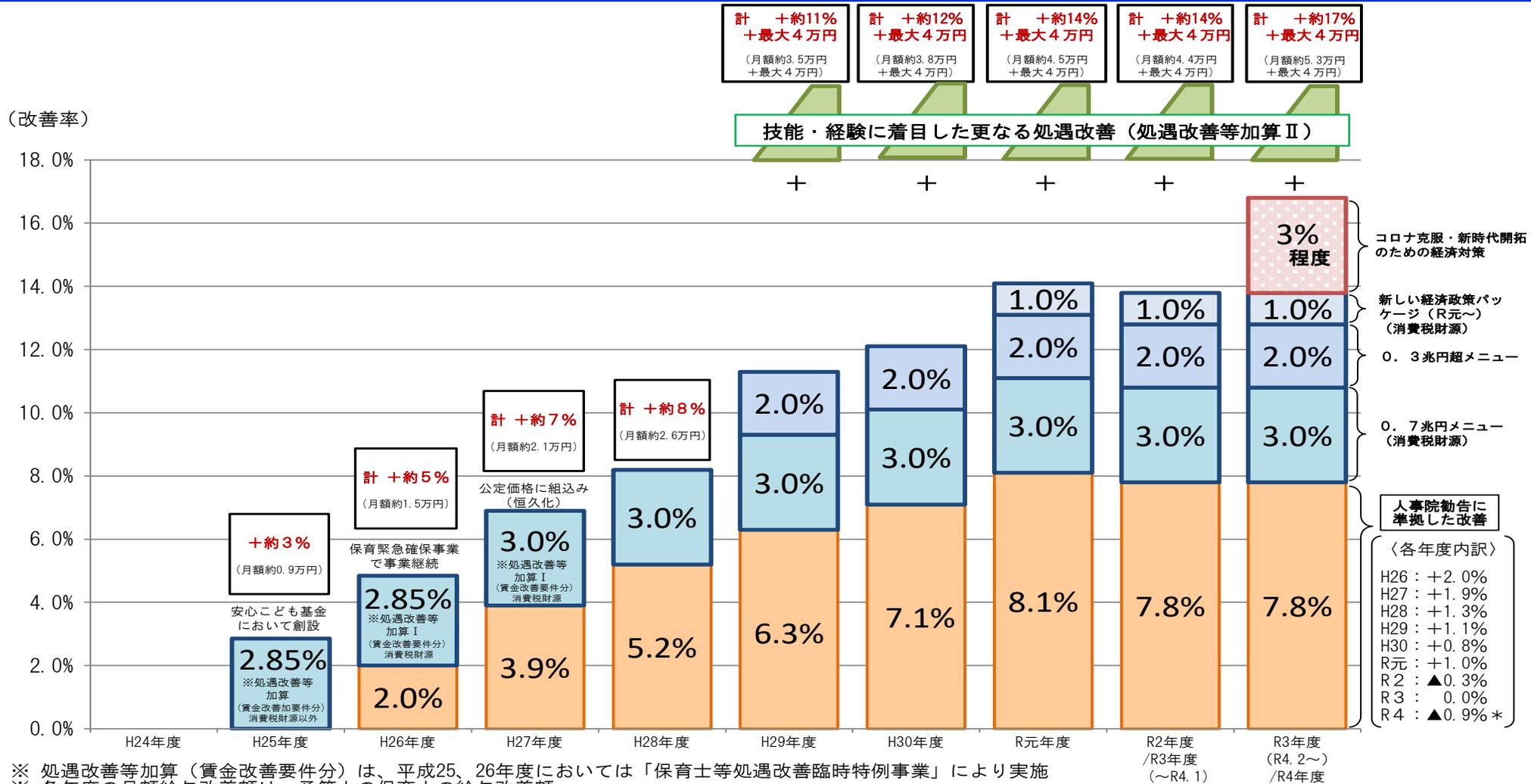
- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
や小規模保育 (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化
(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

保育の受け皿整備量等の推移



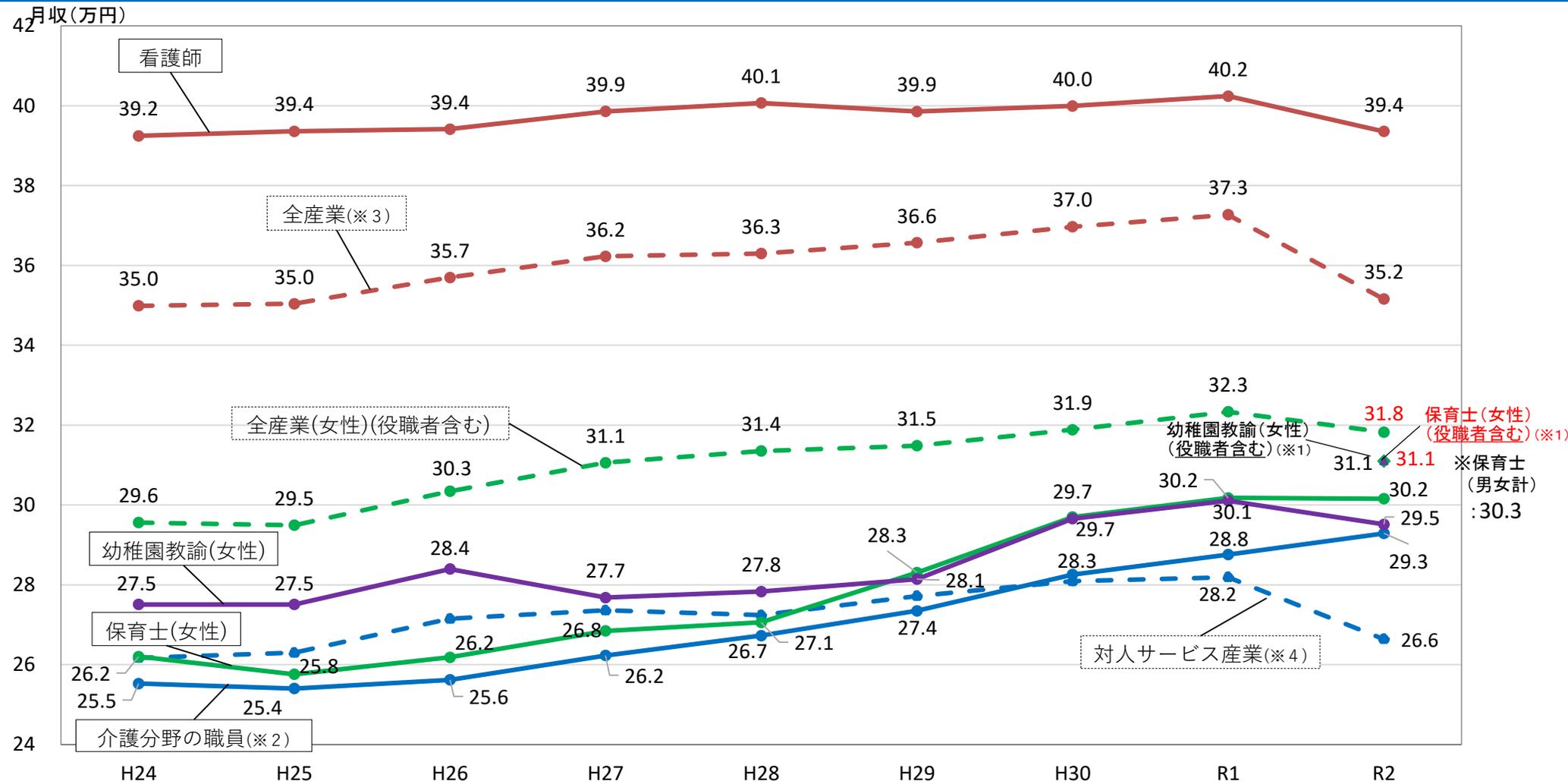
保育士の確保(処遇改善)

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」については、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。10月以降は「賃金改善分」については公定価格を見直し (恒久化)
 (*) 令和4年度においては、人事院勧告に準拠した公定価格の減額分 (▲0.9%) については、9月までは令和3年度補正予算により3%程度の処遇改善に上乗せ補助。10月以降は令和4年人事院勧告を踏まえて対応する予定

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和2年までの各年で公表されたもの)を基に作成。いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。
 (注1) 「役職者含む」としたものの以外は、役職者を除いた数値。ただし、「全産業」及び「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年は10人以上の事業所の役職者を除いた数値。
 (注2) 「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。
 「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。
 (※1) 令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。
 (※2) 「介護分野の職員」は、令和元年までは「ホームヘルパー」及び「福祉施設介護員」を、令和2年は「訪問介護従事者」及び「介護職員(医療・福祉施設等)」をそれぞれ加重平均したもの。
 (※3) 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。
 (※4) 「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

令和4年4月の待機児童数調査のポイント

令和4年8月30日公表

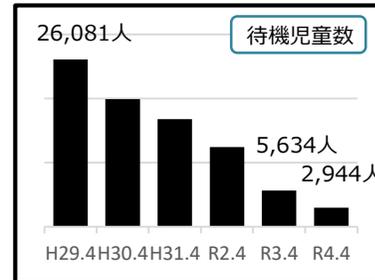
① 待機児童の状況

待機児童数：2,944人

(対前年▲2,690人)

※調査開始以来、
4年連続で最少

- ・約**85.5%**の市区町村（1,489）で待機児童なし
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**10自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

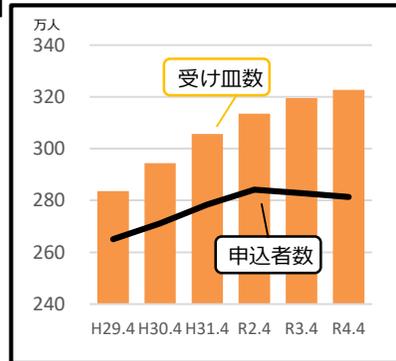
	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R4年度	1,489	242	7	3
	85.5%	13.9%	0.4%	0.2%
対前年	60	▲50	▲9	▲1
R3年度	1,429	292	16	4

② 待機児童数の減少要因

令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・**保育の受け皿拡大**に加え、
- ・**就学前人口の減少**
- ・**新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控え**

などが考えられる。



③ 今後の見込み

令和4年4月の保育ニーズ（申込者数）は減少したものの、

- ・**女性就業率**（25~44歳）の**上昇傾向**
 - ・**保育所等申込率**（申込数/就学前人口）の**上昇**
 - ・**フルタイムの共働き世帯割合の増加**
 - ・**被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**
- ⇒ などを受け、今後、**保育ニーズ（申込者数）も再び増加**する可能性があり、注視が必要。

今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、**マッチング支援**を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所の多機能化を進める**観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R4~R6は見込み）

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	2.0万人	1.1万人

4か年合計	新プラン目標
13.0万人	約14万人

保育所等における定員充足率

○人口減少下での保育所等の在り方が課題になっていることを踏まえ、過去3年の都道府県ごとの定員充足率を算出。

○定員充足率は全国的に逡減傾向にある。(※数値のみをもって各保育所の状況を判断しづらい等留意が必要)

○今後は、人口減少対策として、**未就園児定期預かりに関するモデル事業**や**かかりつけ相談機関としての役割等の実施**を通じ、**多機能化を行う保育所を支援**するなどの取組を進めていく。

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%
1 北海道	93.4%	92.3%	90.6%
2 青森県	90.5%	89.3%	87.9%
3 岩手県	91.0%	88.6%	86.7%
4 宮城県	95.7%	94.3%	93.1%
5 秋田県	87.1%	85.9%	84.1%
6 山形県	91.8%	89.6%	87.4%
7 福島県	92.9%	92.3%	91.3%
8 茨城県	91.2%	90.0%	89.1%
9 栃木県	92.8%	90.4%	88.6%
10 群馬県	93.5%	91.3%	90.5%
11 埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%
12 千葉県	91.9%	90.1%	89.1%
13 東京都	93.3%	91.8%	90.5%
14 神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%
15 新潟県	87.6%	85.5%	83.9%
16 富山県	86.0%	83.9%	82.6%
17 石川県	87.4%	85.6%	84.7%
18 福井県	88.0%	86.9%	84.3%
19 山梨県	83.8%	82.8%	78.5%
20 長野県	80.6%	78.8%	77.7%
21 岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%
22 静岡県	89.9%	88.8%	87.3%
23 愛知県	83.9%	83.1%	82.0%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
24 三重県	87.1%	86.9%	85.3%
25 滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%
26 京都府	96.0%	93.4%	92.2%
27 大阪府	97.1%	96.0%	95.5%
28 兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%
29 奈良県	89.8%	89.4%	88.1%
30 和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%
31 鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%
32 島根県	95.0%	92.6%	91.4%
33 岡山県	94.0%	92.8%	92.4%
34 広島県	88.2%	87.0%	85.9%
35 山口県	92.4%	91.3%	90.1%
36 徳島県	90.5%	87.6%	85.9%
37 香川県	88.6%	87.4%	85.8%
38 愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%
39 高知県	83.9%	84.1%	82.4%
40 福岡県	94.9%	93.8%	92.7%
41 佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%
42 長崎県	96.4%	93.8%	92.0%
43 熊本県	97.2%	95.4%	93.7%
44 大分県	92.1%	91.6%	90.3%
45 宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%
46 鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%
47 沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

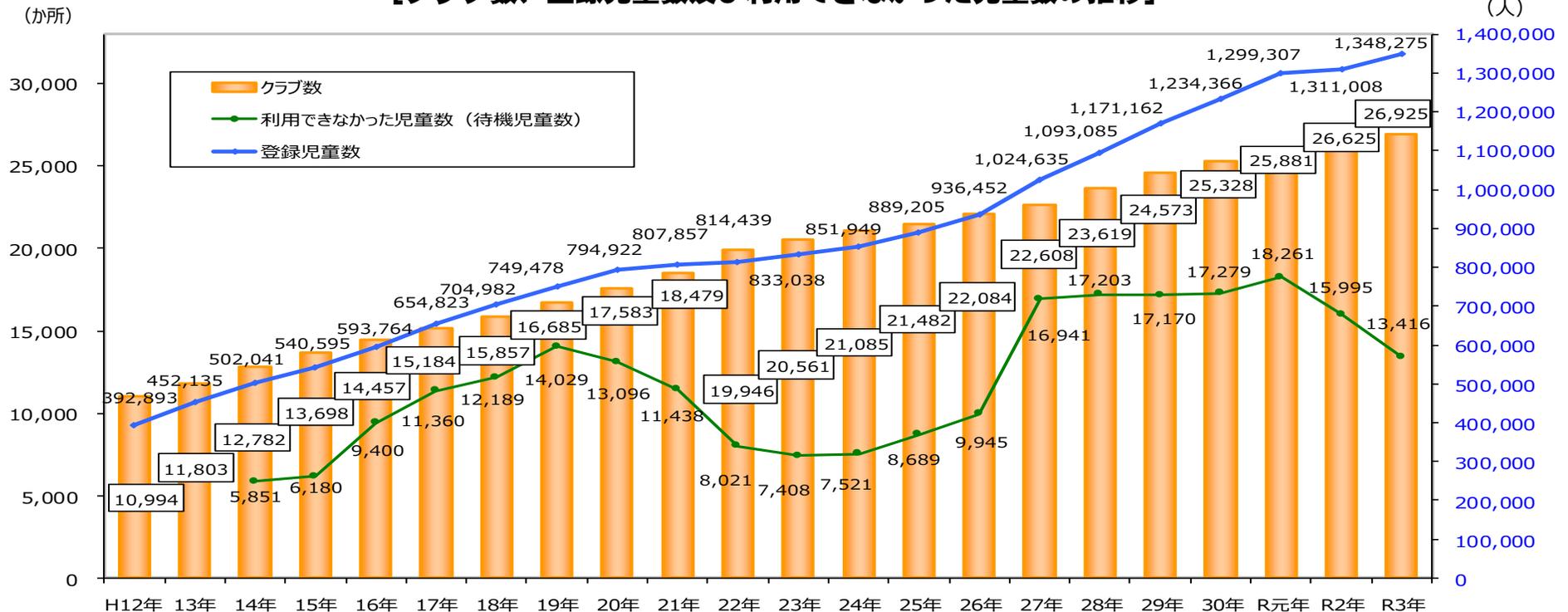
【現状】(令和3年5月現在)

- クラブ数 26,925か所
(参考：全国の小学校18,889校)
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,416人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

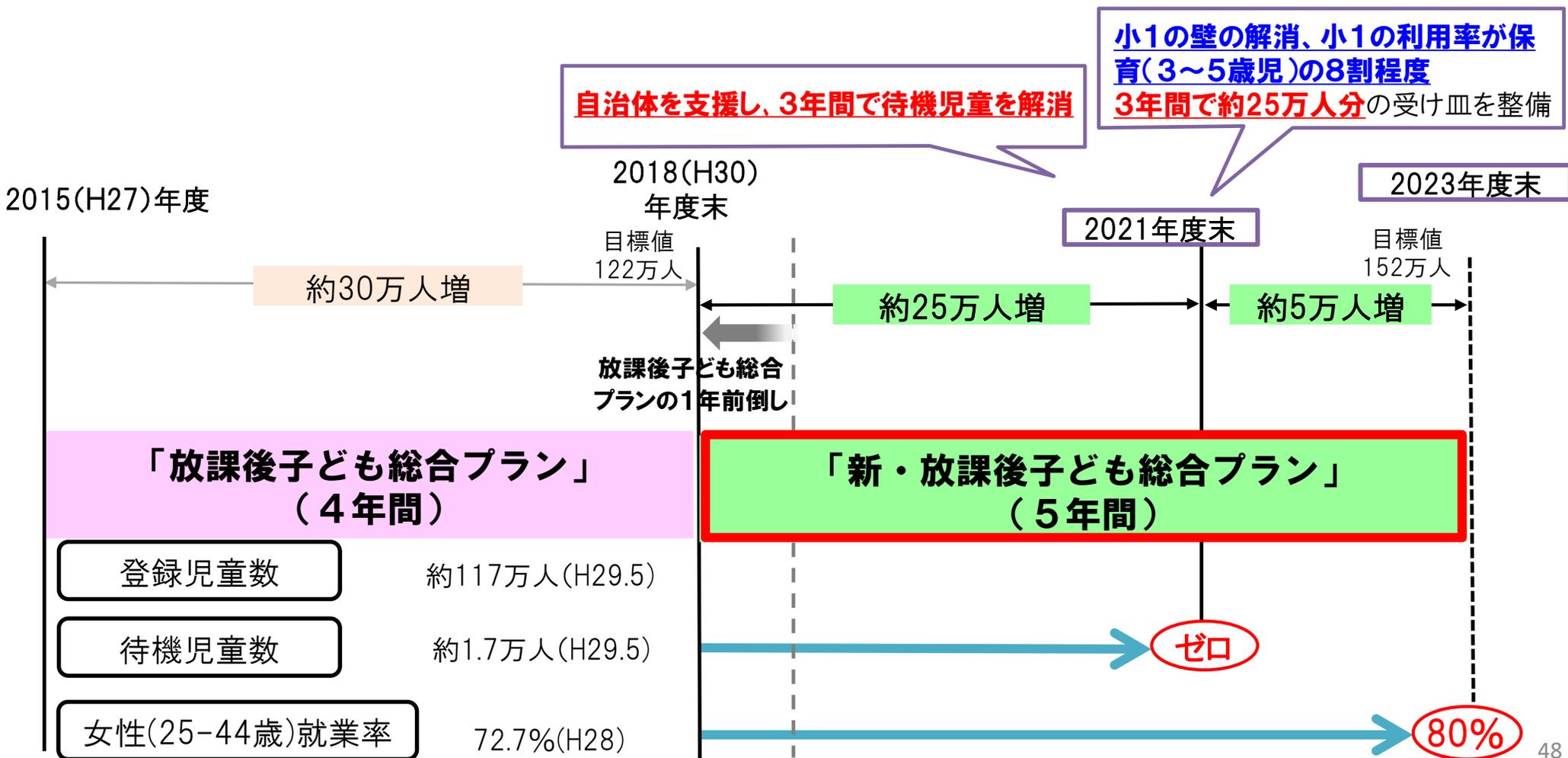
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



政策の方向性

- これまでの国の保育政策は**待機児童問題への対応が主軸**。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の**人口減少社会**において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。

- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レス・イット・アップ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 **531**億円の内数うち推進枠109億円> **(453億円)** ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の**積極的な利用を促進する**。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した**支援計画を作成**し、適切な保育を行うとともに、**保護者に対しては、定期的な面談**などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

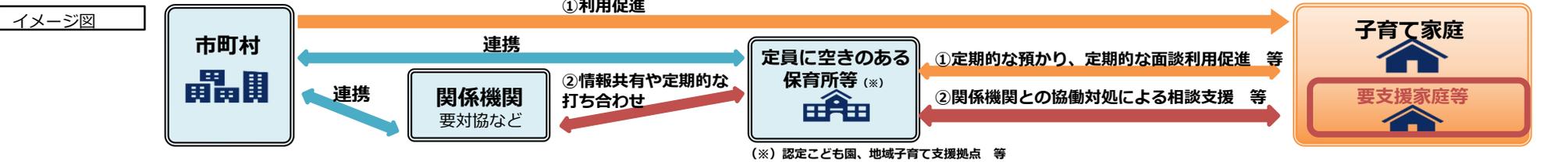
②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、**情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画(※)を作成**し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

(※) 改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。） ※実施自治体を公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）





こども家庭庁の創設と今後の方向性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こども家庭庁設立に向けた経緯

(令和3年)

- 7月7日 行政組織の創設を検討するため、関係府省庁の職員からなる「こども政策の推進に係る作業部会」を設置するとともに内閣官房に「こども政策推進体制検討チーム」を設置
- 9月16日 こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催
- 11月29日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- 12月2日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ
- 12月21日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定

(令和4年)

- 2月25日 「こども家庭庁設置法案および関係法律の整備法案」閣議決定、国会提出
- 4月4日 「こども基本法案」国会提出
- 6月15日 「こども家庭庁設置法案および関係法律の整備法案」及び「こども基本法案」が国会において可決、成立

こども家庭庁、こども基本法に関するキーワード

- こどもまんなか社会の実現
- こどもの視点、こどもの意見の政策への反映、こどもの最善の利益の優先考慮
- 児童の権利に関する条約のいわゆる4原則との関係
(差別の禁止、最善の利益の優先考慮、生命・生存・発達の保障、意見表明権の確保)
- 全てのこどもの健やかな成長支援、誰一人取り残すことのない支援
- こども政策の司令塔
- こどもと子育て家庭の支援、こどもの権利利益の擁護
- 地方自治体との連携強化、市民社会との積極的な対話・連携・協働
- 制度、組織、年齢による「壁」の克服

こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ **こどもまんなか社会の実現**に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、**こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務**とするこども家庭庁を創設
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
(内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ **各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組**を行うとともに、**新規の政策課題**に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点、子育て当事者の視点**に立った政策の企画立案・総合調整
- **必要な支援を必要な人に届ける**ための情報発信や広報等
- データ・統計を活用した**エビデンスに基づく政策立案**と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の**全てのこども**の育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、**全てのこども**の居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な**困難を抱えるこどもや家庭**に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。**
- ◆ 新たな行政組織として、**こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする**こども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

① こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

② 地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③ NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、**内閣府の外局に。**
- ◆ これまで別々に担われてきた**司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。**
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等を有する**こども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた**総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。**
- ◆ 別々に作成・推進されてきた**大綱を一体的に作成・推進。**

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、**各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。**

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ **幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策**
 - ・ **3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示**
 - ・ **認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）**
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）等
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども基本法のポイント①

【目的】

○日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること。

【基本理念】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども基本法のポイント②

【基本的施策】

- 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないこと。
- 都道府県及び市町村は、こども大綱を勘案して、当該都道府県又は市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努める。
- 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。
- 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。
- 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

【こども政策推進会議・年次報告】

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長、こども政策担当の内閣府特命担当大臣及び内閣総理大臣が指定する大臣を委員をもって組織するこども政策推進会議を置くこと。
- こども政策推進会議は、こども大綱の案の作成、こども施策の実施の推進、関係行政機関相互の調整などの事務をつかさどる。
- 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならないこと。

【検討規定】

- 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。

こども家庭庁発足前から検討に着手する主な事項

○こどもの意見を反映させる仕組み

○就学前のこどもの育ちに関する指針

○未就園児に対するアウトリーチ支援

○こどもの居場所づくりに関する指針

○日本版DBSの導入

など

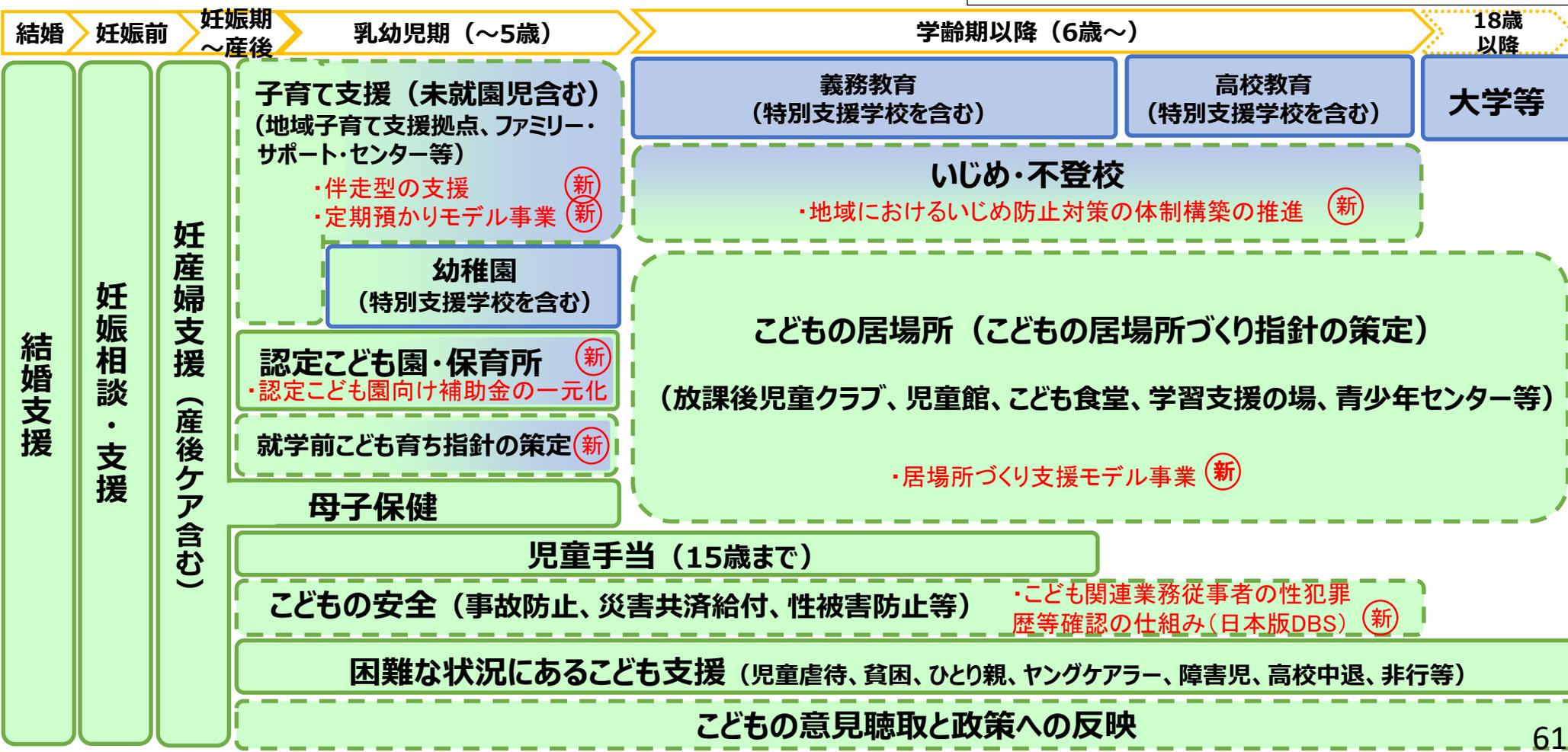
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

・ [] は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
 ・ 赤字は主な新規事業



令和5年度 ども家庭庁関連予算概算要求のポイント

は、令和3年度補正予算

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、ども基本法の着実な施行（※）

- こども大綱の策定・推進
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援 3兆3,557億円+事項要求
 - 子ども・子育て支援新制度の推進
 - 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
 - 認定こども園向け補助金の一元化
 - 就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等（※）

・ 保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度(月額9,000円)引き上げ 926億円

- こどもの居場所づくり支援 1,099億円の内数+事項要求
 - 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備
 - NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（※）
 - 「こども食堂」に対する支援

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援（家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援の推進） 602億円(安心こども基金)

- こどもの安全・安心 23億円
 - こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討（※）
 - 災害共済給付制度への加入促進のための機能強化
 - 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策 60億円
 - 地域少子化対策重点推進交付金
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 3億円
 - 少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 171億円
 - 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援、遠方での妊婦健診や産後ケアの支援等
 - 母子保健事業のオンライン化・デジタル化、性や妊娠に関する正しい知識の普及や相談支援の推進 等
- 高等教育の無償化 5,196億円+事項要求
 - 高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,741億円
 - 児童相談所の職員の採用活動への支援の強化、若手職員を指導するOB・OG職員の配置促進等による児童相談所の体制強化の推進
 - 包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実 等
 - 未就園児等のいる家庭を支援につなぐ伴走型の支援の実施

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 602億円(安心こども基金)

- ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,806億円
 - 必要な支援につなぐ伴走型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 等
- 障害児支援体制の強化 4,721億円
 - 児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）
 - 社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援 307億円の内数
 - ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
 - こどもの貧困対策の推進
 - 地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進（※）

◇「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。

（※）要求額に記載がない事項については、ども家庭庁創設に伴い新たに推進するども政策等であり、事項要求。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（少子化対策・こども政策）

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常に**こどもの最善の利益を第一**に考え、こどもに関する取組・政策を**我が国社会の真ん中に据えていく**。

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、「新子育て安心プラン」の着実な実施や病児保育サービスの推進等仕事と子育ての両立支援に取り組む。妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。流産・死産等を経験された方への支援に取り組む。養育費の支払い確保と安全・安心な親子の面会交流に向けた取組を推進する。児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討に取り組む。

全てのこどもに、安全・安心に成長できる環境を提供するため、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の検討、未就園児等の実態把握と保育所等の空き定員の活用等による支援の推進、SNS等の活用を含めこどもの意見を政策に反映する仕組みづくり、学校給食などを通じた食育の充実、放課後児童クラブやこども食堂等様々なこどもの居場所づくり等に取り組む。こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、こども食堂のほか、こども宅食・フードバンク等への支援を推進する。（注6）

こどもの成長環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、児童虐待防止対策の更なる強化、ヤングケアラー、若年妊婦やひとり親世帯への支援、真に支援を要するこどもや家庭の早期発見・プッシュ型支援のためのデータ連携、医療的ケア児を含む障害児に対する支援、いじめ防止対策の推進等に取り組む。また、市町村における家庭支援機能の強化、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養育経験者等に対する自立支援の充実等改正児童福祉法の円滑な施行に取り組む。また、認定資格の取得促進を含む児童相談所等の質・量の体制強化を推進する。

こども政策については、**こどもの視点に立って**、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために**必要な安定財源**については、**国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める**。（注7）その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、**有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく**。安定的な財源の確保にあたっては、**企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する**。

注6：その際、中間支援法人の活用も検討。

注7：また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

第210回国会 参議院本会議（令和4年10月6日）

○田名部匡代君 菅元総理は、総理就任後の所信表明演説で、長年の課題である少子化対策に真正面から取り組み、大きく前に進めると述べられました。総理は今回、所信表明演説で、少子化について一言しか触れておらず、具体的方針は示されませんでした。総理は、少子化を国家の重要課題と御認識されておられますでしょうか。

来年四月にはこども家庭庁が発足します。岸田総理は、今年の予算委員会において、子供に関する予算は、倍増という目標に向けて努力すると発言されました。しかし、こども家庭庁の二〇二三年度予算の概算要求額は四兆七千五百十億円と発表され、こども家庭庁に移管される厚生労働省、文部科学省、内閣府など関連部局の二〇二二年度当初予算の合計と比較し、僅か六百億円の増であり、多くが事項要求とされました。岸田総理が目指す子ども・子育て予算の倍増には全く及ばず、子供政策を強力に推進するために設置されるはずが、このままでは省庁の寄せ集めにすぎません。

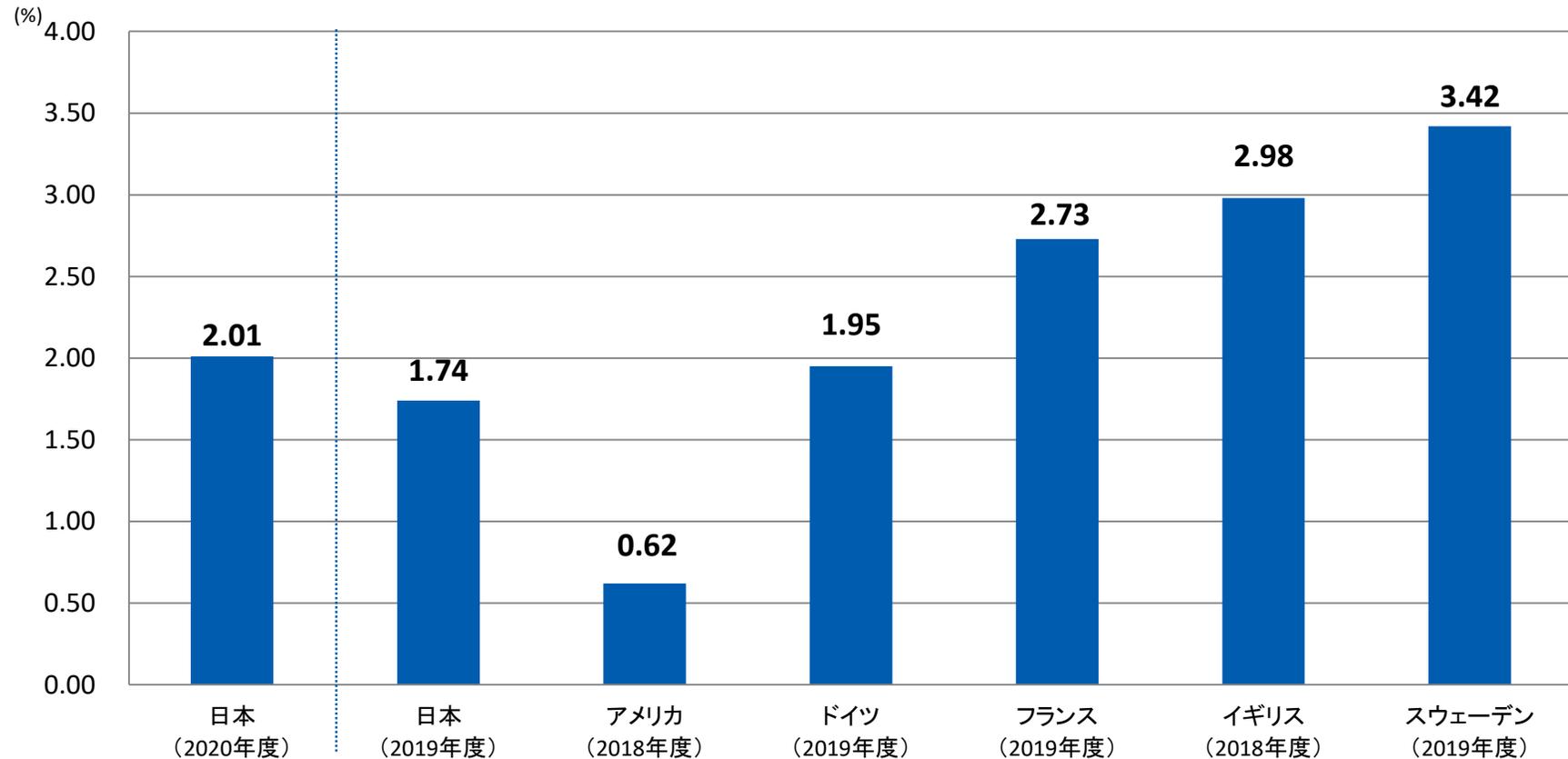
岸田総理のリーダーシップの下、既存の省庁の寄せ集めの予算ではなく、大胆な予算の拡充、予算の倍増が必要と考えます。**いつまでに子ども・子育て予算を倍増するのか、具体的にどういった子供の子育て政策を拡充するのか、総理のお考えをお聞かせください。**また、所信表明演説で少子化にほとんど触れなかった理由をお答えください。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 子ども・子育て予算についてお尋ねがありました。

今後の子供政策に関する予算については、こども家庭庁の下で、子供の視点に立って、期限、規模ありきではなく、必要な子供政策は何かをしっかりと議論した上で体系的に取りまとめ、社会全体での費用負担の在り方の検討と併せて子供政策の充実に取り組みます。**来年度の骨太の方針には、将来的に倍増を目指していく上での当面の方針を明確にしていきたいと考えています。**

また、少子化については、既に様々な場で繰り返し述べており、全世代型社会保障構築会議でも議論を重ねています。今回の所信表明演説の中でも、全世代型社会保障の構築を進め、少子化対策、子育て・子供世代への支援を強化するとしているところであり、その重要性はいささかも変わるものではありません。

家族関係社会支出の国際比較（対GDP比）



※資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2020年度)

注1. 家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上(決算額ベース)。

注2. 計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋)。

- | | | | |
|------------|-----------------------------------|-------------|--------------------------|
| ・児童手当 | ……………現金給付、地域子ども・子育て支援事業費 | ・雇用保険 | ……………育児休業給付、介護休業給付等 |
| ・社会福祉 | ……………特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、保育対策費等 | ・生活保護 | ……………出産扶助、教育扶助 |
| ・協会健保、組合健保 | ……………出産手当金、出産手当附加金 | ・就学援助、就学前教育 | ……………初等中等教育等振興費、私立学校振興費等 |
| ・各種共済組合 | ……………出産手当金、育児休業手当金等 | | |

3. 諸外国の社会支出は、2022年6月23日時点の暫定値。

※日本においては、2019年10月から、幼児教育・保育の無償化(平年度で約8,900億円)を実施。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業(子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金等)などの影響がある。

※参考：各国の国民負担率(対国民所得比)は、日本(2022年度)46.5%、アメリカ(2019年)32.4%、ドイツ(2019年)54.9%、フランス(2019年)67.1%、イギリス(2019年)46.5%、スウェーデン(2019年)56.4%。(出典：財務省「国民負担率の国際比較」)

最後に・・・当面の課題（まとめ）

こども家庭庁創設

- これまで比較的手薄であった分野への対応
 - ・ 妊娠・出産期からの伴走支援、「未就園児」への支援、学齢期の居場所、いじめ問題への自治体の関与
- 改正児童福祉法の円滑な施行、日本版D B Sの法制化

子ども関連予算の 倍増にむけて

- ・ 今国会での総理答弁（こども大綱、来年の骨太方針、全世代型社会保障改革）
- ・ 様々な指摘（結婚支援、妊娠・出産支援、児童手当など金銭給付、保育や育児休業など両立支援、高等教育費用軽減、保育の処遇改善・質改善）

保育所等をめぐる 課題

- ・ 人口減少下での保育所機能の多機能化、保育士の処遇改善、配置基準の改善など質の向上（0.3兆円超メニュー）
- ・ 保育の重要性：子育て支援拠点機能、地域の多くの乳幼児が集う「保育（養護と教育の一体的実施）」の現場。すなわち介護と異なり「教育」「人格形成の基礎を培う」機能の重要性。